

市第43号議案

指定管理者の指定手続等を定めるための関係条例の整備
に関する条例の制定

指定管理者の指定手続等を定めるための関係条例の整備に関する
条例を次のように定める。

平成23年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

指定管理者の指定手続等を定めるための関係条例の整備
に関する条例

目次

- 第 1 章 市民局等関係（男女共同参画センター、公会堂、庁舎駐
車場及びスポーツ施設）（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 文化観光局関係（市民文化会館、美術館、市民ギャラリ
ー、区民文化センター、能楽堂、みなとみらいホール及
び芸能センター）（第 5 条—第11条）
- 第 3 章 経済局関係（消費生活総合センター及び技能文化会館）
（第12条・第13条）
- 第 4 章 こども青少年局関係（青少年施設、青少年野外活動セン
ター、こども科学館、保育所及び地域療育センター）（
第14条—第18条）
- 第 5 章 健康福祉局関係（救急医療センター、福祉保健活動拠点
、社会福祉センター、保護施設、寿生活館、ホームレス
自立支援施設、総合リハビリテーションセンター、障害
者研修保養センター、障害者スポーツ文化センター、知

的障害者生活介護型施設、精神障害者生活支援センター、老人福祉施設、高齢者保養研修施設、スポーツ医科学センター、総合保健医療センター並びに墓地及び霊堂)
(第19条—第34条)

第 6 章 環境創造局等関係 (公園及び動物園) (第35条・第36条)

第 7 章 建築局関係 (市営住宅及び改良住宅) (第37条・第38条)

第 8 章 港湾局関係 (港湾施設及び海づくり施設) (第39条・第40条)

第 9 章 教育委員会関係 (三殿台考古館、歴史博物館、都市発展記念館、ユーラシア文化館、開港資料館、教育文化センター、国際学生会館、少年自然の家及び図書館) (第41条—第49条)

附則

第 1 章 市民局等関係 (男女共同参画センター、公会堂、庁舎駐車場及びスポーツ施設)

(横浜市男女共同参画センター条例の一部改正)

第 1 条 横浜市男女共同参画センター条例 (昭和63年 3 月横浜市条例第10号) の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第14条第 1 項に規定する横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会 (以下「選定評価委員会」という。) の意見を聴かなければならない

。

第13条を第15条とし、同条の前に次の1条を加える。

(横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会)

第14条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第12条を第13条とする。

第11条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第1号中「第7条第3項各号」を「第8条第3項各号」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

(管理の業務の評価)

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表中「(第8条第2項)」を「(第9条第2項)」に改める

。

(横浜市公会堂条例の一部改正)

第2条 横浜市公会堂条例(昭和28年3月横浜市条例第1号)の一

部を次のように改正する。

第 2 条中「第 8 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に、「第 13 条」を「第 14 条」に改める。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 7 市長は、第 3 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 3 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（第 16 条第 1 項に規定する指定管理者選定委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。

第 15 条を第 17 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（指定管理者選定委員会）

第 16 条 別表第 3 の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、それぞれ市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 14 条を第 15 条とし、第 10 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 9 条第 2 項中「別表第 4」を「別表第 5」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条第 2 項中「別表第 3」を「別表第 4」に改め、同条を第

8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(管理の業務の評価)

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げる公会堂の管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

別表第 4 中「(第 9 条第 2 項)」を「(第 10 条第 2 項)」に改め、同表を別表第 5 とする。

別表第 3 中「(第 7 条第 2 項)」を「(第 8 条第 2 項)」に改め、同表を別表第 4 とする。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 (第 5 条第 7 項、第 16 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市鶴見公会堂指定管理者選定委員会	横浜市鶴見公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市神奈川公会堂指定管理者選定委員会	横浜市神奈川公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市南公会堂指定管理者選定委員会	横浜市南公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港南公会堂指定管理者選定委員会	横浜市港南公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市保土ヶ谷公会堂指定管理者選定委員会	横浜市保土ヶ谷公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市旭公会堂指定管理者選定委員会	横浜市旭公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市金沢公会堂指定管理者選定委員会	横浜市金沢公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港北公会堂指定管理者選定委員会	横浜市港北公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市都筑公会堂指定管理者選定委員会	横浜市都筑公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市泉公会堂指定管理者選定委員会	横浜市泉公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市瀬谷公会堂指定管理者選定委員会	横浜市瀬谷公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

(横浜市庁舎駐車場条例の一部改正)

第 3 条 横浜市庁舎駐車場条例 (平成21年 3 月横浜市条例第16号)

の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第12条第 1 項に規定する横浜市庁舎駐車場指定管理者選定評価委員会 (以下「選定評価委員会」という。) の意見を聴かなければならない。

第11条を第13条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(横浜市庁舎駐車場指定管理者選定評価委員会)

第12条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による駐車場の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市庁舎駐車場指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(管理の業務の評価)

第6条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げる駐車場の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(横浜市スポーツ施設条例の一部改正)

第4条 横浜市スポーツ施設条例(平成10年3月横浜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

7 市長は、別表第1の左欄に掲げるスポーツセンター以外のスポーツ施設について、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第2の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる委員会(第16条第1項に規定する委員会をいう。)の意見を聴かななければならない。

8 市長は、別表第1の左欄に掲げるスポーツセンターについて、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市公会堂条例別表第3の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会(同条例第16条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。)の

意見を聴かなければならない。

第15条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

(指定管理者選定評価委員会等)

第16条 別表第2の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる委員会（以下「選定評価委員会等」という。）を置く。

2 選定評価委員会等は、それぞれ市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会等の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第2項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条中「第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項」を「第7条第1項、第8条第1項若しくは第9条第1項」に改め、同条第1号中「第6条第3項各号」を「第7条第3項各号」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「第6条第1項、第7条第1項」を「第7条第1項、第8条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第8条第2項中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第9条とする。

第7条第3項中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(管理の業務の評価)

第 6 条 指定管理者（スポーツセンターの指定管理者を除く。）

は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条第 1 項各号に掲げるスポーツ施設（スポーツセンターを除く。）の管理に関する業務について、別表第 2 の左欄に掲げる横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会の評価を受けなければならない。

2 スポーツセンターの指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条第 1 項各号に掲げるスポーツセンターの管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

別表第 1 中「（第 4 条第 2 項）」を「（第 4 条第 2 項、第 7 項及び第 8 項）」に改める。

別表第 2 中「（第 12 条第 2 項）」を「（第 13 条第 2 項）」に改め、同表を別表第 3 とする。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 4 条第 7 項、第 6 条第 1 項、第 16 条第 1 項）

名 称	担 任 事 務
横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会	横浜国際プール、横浜文化体育館及び三ツ沢公園（体育館に限る。）（以下「横浜国際プール等」という。）の指定管理者の候補者の選定、当該指定管理者による横浜国際プール等の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市鶴見スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市鶴見スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

横浜市神奈川スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市神奈川スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市西スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市西スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市中スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市中スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市南スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市南スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港南スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市港南スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市保土ヶ谷スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市保土ヶ谷スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市旭スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市旭スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市磯子スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市磯子スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市金沢スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市金沢スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港北スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市港北スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市緑スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市緑スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市都筑スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市都筑スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市戸塚スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市戸塚スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市泉スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市泉スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市瀬谷スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

第 2 章 文化観光局関係（市民文化会館、美術館、市民ギャラリー、区民文化センター、能楽堂、みなとみらいホール及び芸能センター）

(横浜市市民文化会館条例の一部改正)

第 5 条 横浜市市民文化会館条例 (昭和 60 年 12 月横浜市条例第 45 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 17 条第 1 項に規定する横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会 (以下「選定評価委員会」という。) の意見を聴かなければならない。

第 16 条を第 18 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会)

第 17 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による文化会館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 15 条を第 16 条とする。

第 14 条中「第 9 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に、「第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項」に改め、同条第 1 号中「第 7 条第 3 項各号」を「第 8 条第 3 項各号」に改め、同条を第 15 条とする。

第 13 条を第 14 条とし、第 12 条を第 13 条とし、第 11 条を第 12 条とする。

第10条中「第7条第1項、第8条第1項」を「第8条第1項、第9条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第9条第2項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第10条とする。

第8条第3項中「第14条」を「第15条」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(管理の業務の評価)

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げる文化会館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表中「(第11条第2項)」を「(第12条第2項)」に改める。

(横浜美術館条例の一部改正)

第6条 横浜美術館条例(昭和63年9月横浜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第15条第1項に規定する横浜美術館指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

第14条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

(横浜美術館指定管理者選定評価委員会)

第15条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による美術館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜美術館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第13条を第14条とする。

第12条中「第7条第1項及び第8条第1項」を「第8条第1項及び第9条第1項」に改め、同条第1号中「第7条第3項各号又は第8条第3項各号」を「第8条第3項各号又は第9条第3項各号」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第3項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(管理の業務の評価)

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げる美術館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表第1から別表第4までの規定中「(第9条第6項)」を「(第10条第6項)」に改める。

(横浜市市民ギャラリー条例の一部改正)

第 7 条 横浜市市民ギャラリー条例（平成 5 年 6 月横浜市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 1 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会（第 15 条第 1 項に規定する指定管理者選定評価委員会をいう。以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第 14 条を第 16 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（指定管理者選定評価委員会）

第 15 条 別表第 1 の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、それぞれ市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 13 条を第 14 条とする。

第 12 条中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条第 1 号中「第 7 条第 3 項各号」を「第 8 条第 3 項各号」に改め、同条を第 13 条とする。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条第 1 項中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「別表」を「別表第 2」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(管理の業務の評価)

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げるギャラリーの管理に関する業務について、別表第 1 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表中「(第 9 条第 2 項)」を「(第 10 条第 2 項)」に改め、同表を別表第 2 とする。

附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 (第 5 条第 5 項、第 7 条、第 15 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市民ギャラリー指定管理者選定評価委員会	横浜市民ギャラリーの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該ギャラリーの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市民ギャラリーあざみ野指定管理者選定評価委員会	横浜市民ギャラリーあざみ野の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該ギャラリーの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

(横浜市区民文化センター条例の一部改正)

第 8 条 横浜市区民文化センター条例(平成 5 年 3 月横浜市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 2 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それ

ぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会（第19条第1項に規定する指定管理者選定評価委員会をいう。以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第18条を第20条とし、同条の前に次の1条を加える。

（指定管理者選定評価委員会）

第19条 別表第2の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、それぞれ市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第17条を第18条とする。

第16条中「第9条第1項、第10条第1項又は第11条第1項」を「第10条第1項、第11条第1項又は第12条第1項」に改め、同条第1号中「第9条第3項各号」を「第10条第3項各号」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第2項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「第9条第1項、第10条第1項」を「第10条第1項、第11条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第11条第2項中「第9条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条を第12条とする。

第10条第3項中「第16条」を「第17条」に改め、同条を第11条とする。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(管理の業務の評価)

第 8 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 6 条第 1 項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、別表第 2 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表第 2 中「(第 13 条第 2 項)」を「(第 14 条第 2 項)」に改め、同表を別表第 3 とする。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 6 条第 5 項、第 8 条、第 19 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市鶴見区民文化センター指定 管理者選定評価委員会	横浜市鶴見区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市神奈川区民文化センター指 定管理者選定評価委員会	横浜市神奈川区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市港南区民文化センター指定 管理者選定評価委員会	横浜市港南区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市旭区民文化センター指定管 理者選定評価委員会	横浜市旭区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市磯子区民文化センター指定 管理者選定評価委員会	横浜市磯子区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

横浜市戸塚区民文化センター指定管理者選定評価委員会	横浜市戸塚区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市栄区民文化センター指定管理者選定評価委員会	横浜市栄区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市泉区民文化センター指定管理者選定評価委員会	横浜市泉区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

(横浜市能楽堂条例の一部改正)

第 9 条 横浜市能楽堂条例（平成 7 年 9 月横浜市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 1 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会（第 19 条第 1 項に規定する指定管理者選定評価委員会をいう。以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第 18 条を第 20 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(指定管理者選定評価委員会)

第 19 条 別表第 1 の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、それぞれ市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第17条を第18条とする。

第16条中「第 9 条第 1 項、第10条第 1 項又は第11条第 1 項」を「第10条第 1 項、第11条第 1 項又は第12条第 1 項」に改め、同条第 1 号中「第 9 条第 3 項各号」を「第10条第 3 項各号」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第 2 項中「別表」を「別表第 2」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「第 9 条第 1 項、第10条第 1 項」を「第10条第 1 項、第11条第 1 項」に改め、同条を第13条とする。

第11条第 2 項中「第 9 条第 2 項」を「第10条第 2 項」に改め、同条を第12条とする。

第10条第 3 項中「第16条」を「第17条」に改め、同条を第11条とする。

第 9 条を第10条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(管理の業務の評価)

第 8 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 6 条第 1 項各号に掲げる能楽堂の管理に関する業務について、別表第 1 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表中「(第13条第 2 項)」を「(第14条第 2 項)」に改め、同表を別表第 2 とする。

附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 (第 6 条第 5 項、第 8 条、第 19 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜能楽堂指定管理者選定評価委員会	横浜能楽堂の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による横浜能楽堂の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市久良岐能舞台指定管理者選定評価委員会	久良岐能舞台の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による久良岐能舞台の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

(横浜みなとみらいホール条例の一部改正)

第 10 条 横浜みなとみらいホール条例 (平成 9 年 10 月横浜市条例第 58 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 17 条第 1 項に規定する横浜みなとみらいホール指定管理者選定評価委員会 (以下「選定評価委員会」という。) の意見を聴かなければならない。

第 16 条を第 18 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(横浜みなとみらいホール指定管理者選定評価委員会)

第 17 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるホールの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜みなとみらいホール指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 15 条を第 16 条とし、第 12 条から第 14 条までを 1 条ずつ繰り下

げる。

第11条中「第7条第1項、第8条第1項若しくは第9条第1項」を「第8条第1項、第9条第1項若しくは第10条第1項」に改め、同条第1号中「第7条第3項各号」を「第8条第3項各号」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第7条第1項、第8条第1項」を「第8条第1項、第9条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第9条第2項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第10条とする。

第8条第3項中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(管理の業務の評価)

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げるホールの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表中「(第13条第2項)」を「(第14条第2項)」に改める。

(横浜市芸能センター条例の一部改正)

第11条 横浜市芸能センター条例(平成13年12月横浜市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特

別の事情があると認める場合を除き、第19条第1項に規定する横浜市芸能センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第18条を第20条とし、同条の前に次の1条を加える。

（横浜市芸能センター指定管理者選定評価委員会）

第19条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市芸能センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第17条第3項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条中「第8条第1項、第9条第1項若しくは第10条第1項」を「第9条第1項、第10条第1項若しくは第11条第1項」に改め、同条第1号中「第8条第3項各号」を「第9条第3項各号」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「第8条第1項、第9条第1項」を「第9条第1項、第10条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第10条第2項中「第8条第2項」を「第9条第2項」に改め、同条を第11条とする。

第9条第3項中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第10条

とする。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(管理の業務の評価)

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表中「(第 14 条第 2 項)」を「(第 15 条第 2 項)」に改める。

第 3 章 経済局関係 (消費生活総合センター及び技能文化会館)

(横浜市消費生活総合センター条例の一部改正)

第 12 条 横浜市消費生活総合センター条例 (昭和 49 年 6 月横浜市条例第 39 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 に次の 1 項を加える。

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 11 条第 1 項に規定する横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会 (以下「選定評価委員会」という。) の意見を聴かななければならない。

第 4 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(管理の業務の評価)

第 4 条の 4 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条の 2 第 1 項各号に

掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会)

第11条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(横浜市技能文化会館条例の一部改正)

第13条 横浜市技能文化会館条例(昭和60年12月横浜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第14条第1項に規定する横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

第13条を第15条とし、同条の前に次の1条を加える。

(横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会)

第14条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による技能文化会館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組

織する。

- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第12条を第13条とする。

第11条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第1号中「第7条第3項各号」を「第8条第3項各号」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

(管理の業務の評価)

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げる技能文化会館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表中「(第8条第2項)」を「(第9条第2項)」に改める。

。

第4章 こども青少年局関係(青少年施設、青少年野外活動センター、こども科学館、保育所及び地域療育センター)

(横浜市青少年施設条例の一部改正)

第14条 横浜市青少年施設条例(昭和39年3月横浜市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第14条第1項に規定する

横浜市青少年施設指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第13条を第15条とし、同条の前に次の1条を加える。

（横浜市青少年施設指定管理者選定評価委員会）

第14条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による青少年施設の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市青少年施設指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第12条を第13条とする。

第11条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第1号中「第7条第3項各号」を「第8条第3項各号」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

（管理の業務の評価）

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げる青少年施設の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表第2中「（第8条第2項）」を「（第9条第2項）」に改める。

（横浜市青少年野外活動センター条例の一部改正）

第15条 横浜市青少年野外活動センター条例（昭和43年 8 月横浜市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 9 条第 1 項に規定する横浜市青少年野外活動センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第 8 条を第10条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（横浜市青少年野外活動センター指定管理者選定評価委員会）

第 9 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市青少年野外活動センター指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（管理の業務の評価）

第 6 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条第 1 項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（横浜こども科学館条例の一部改正）

第16条 横浜こども科学館条例（昭和58年12月横浜市条例第54号）

の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第11条第1項に規定する横浜こども科学館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

第10条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

（横浜こども科学館指定管理者選定評価委員会）

第11条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による科学館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜こども科学館指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（管理の業務の評価）

第6条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げる科学館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表第1中「（第6条第3項）」を「（第7条第3項）」に改める。

別表第 2 中「(第 6 条第 3 項第 1 号ア)」を「(第 7 条第 3 項第 1 号ア)」に改める。

(横浜市保育所条例の一部改正)

第 17 条 横浜市保育所条例(昭和 26 年 3 月横浜市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 6 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 2 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会(第 8 条第 1 項に規定する指定管理者選定委員会をいう。)の意見を聴かなければならない。

第 7 条を第 9 条とし、第 6 条の次に次の 2 条を加える。

(管理の業務の評価)

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げるかながわ保育園等の管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

(指定管理者選定委員会)

第 8 条 別表第 2 の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

- 2 選定委員会は、それぞれ市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 5 条第 6 項、第 8 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市かながわ保育園指定管理者選定委員会	横浜市かながわ保育園の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市金沢八景保育園指定管理者選定委員会	横浜市金沢八景保育園の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

(横浜市地域療育センター条例の一部改正)

第18条 横浜市地域療育センター条例(昭和60年6月横浜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

6 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第13条第1項に規定する横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

第12条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

(横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会)

第13条 指定管理者の候補者の選定等について調査審議するため、横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(管理の業務の評価)

第9条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第7条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

第5章 健康福祉局関係（救急医療センター、福祉保健活動拠点、社会福祉センター、保護施設、寿生活館、ホームレス自立支援施設、総合リハビリテーションセンター、障害者研修保養センター、障害者スポーツ文化センター、知的障害者生活介護型施設、精神障害者生活支援センター、老人福祉施設、高齢者保養研修施設、スポーツ医科学センター、総合保健医療センター並びに墓地及び霊堂）

(横浜市救急医療センター条例の一部改正)

第19条 横浜市救急医療センター条例（昭和56年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

5 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第10条第1項に規定する横浜市救急医療センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第9条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

(横浜市救急医療センター指定管理者選定評価委員会)

第10条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による横浜市救急医療センターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市救急医療センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(管理の業務の評価)

第6条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げる横浜市救急医療センターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(横浜市福祉保健活動拠点条例の一部改正)

第20条 横浜市福祉保健活動拠点条例（平成10年10月横浜市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第5条に次の1項を加える。

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第2の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（第11条第1項に規定する指定管理者選定委員会

をいう。)の意見を聴かなければならない。

第10条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

(指定管理者選定委員会)

第11条 別表第2の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会は、それぞれ市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(管理の業務の評価)

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げる拠点の管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第5条第5項、第11条第1項)

名 称	担 任 事 務
横浜市鶴見区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市鶴見区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市神奈川区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市神奈川区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市西区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市西区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

横浜市中区福祉保健活動拠点指定 管理者選定委員会	横浜市中区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補 者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市南区福祉保健活動拠点指定 管理者選定委員会	横浜市南区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補 者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港南区福祉保健活動拠点指 定管理者選定委員会	横浜市港南区福祉保健活動拠点の指定管理者の候 補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠 点指定管理者選定委員会	横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点の指定管理者 の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市旭区福祉保健活動拠点指定 管理者選定委員会	横浜市旭区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補 者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市磯子区福祉保健活動拠点指 定管理者選定委員会	横浜市磯子区福祉保健活動拠点の指定管理者の候 補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市金沢区福祉保健活動拠点指 定管理者選定委員会	横浜市金沢区福祉保健活動拠点の指定管理者の候 補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港北区福祉保健活動拠点指 定管理者選定委員会	横浜市港北区福祉保健活動拠点の指定管理者の候 補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市緑区福祉保健活動拠点指定 管理者選定委員会	横浜市緑区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補 者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市青葉区福祉保健活動拠点指 定管理者選定委員会	横浜市青葉区福祉保健活動拠点の指定管理者の候 補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市都筑区福祉保健活動拠点指 定管理者選定委員会	横浜市都筑区福祉保健活動拠点の指定管理者の候 補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市戸塚区福祉保健活動拠点指 定管理者選定委員会	横浜市戸塚区福祉保健活動拠点の指定管理者の候 補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市栄区福祉保健活動拠点指定 管理者選定委員会	横浜市栄区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補 者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市泉区福祉保健活動拠点指定 管理者選定委員会	横浜市泉区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補 者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点指 定管理者選定委員会	横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点の指定管理者の候 補者の選定等についての調査審議に関する事務

(横浜市社会福祉センター条例の一部改正)

第21条 横浜市社会福祉センター条例（昭和56年3月横浜市条例第
17号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 13 条第 1 項に規定する横浜市社会福祉センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第 12 条を第 14 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（横浜市社会福祉センター指定管理者選定評価委員会）

第 13 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市社会福祉センター指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 11 条を第 12 条とし、第 7 条から第 10 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（管理の業務の評価）

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表中「（第 8 条第 2 項）」を「（第 9 条第 2 項）」に改める。

（横浜市保護施設条例の一部改正）

第 22 条 横浜市保護施設条例（昭和 31 年 6 月横浜市条例第 15 号）の

一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 6 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 9 条第 1 項に規定する横浜市保護施設指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

第 8 条を第 10 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(横浜市保護施設指定管理者選定委員会)

第 9 条 指定管理者の候補者の選定等について調査審議するため、横浜市保護施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(管理の業務の評価)

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げる施設の管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

(横浜市寿生活館条例の一部改正)

第 23 条 横浜市寿生活館条例（昭和 40 年 6 月横浜市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 7 条第 1 項に規定する横浜市寿生活館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条の次に次の 2 条を加える。

（管理の業務の評価）

第 6 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条第 1 項各号に掲げる生活館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（横浜市寿生活館指定管理者選定評価委員会）

第 7 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による生活館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市寿生活館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（横浜市ホームレス自立支援施設条例の一部改正）

第 24 条 横浜市ホームレス自立支援施設条例（平成 15 年 2 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 8 条第 1 項に規定する横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定評価委員会（以

下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

第 7 条を第 9 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定評価委員会)

第 8 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による自立支援施設の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(管理の業務の評価)

第 5 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 3 条第 1 項各号に掲げる自立支援施設の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第 25 条 横浜市総合リハビリテーションセンター条例(昭和 62 年 3 月横浜市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 12 条第 1 項に規定する

横浜市総合リハビリテーションセンター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第11条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

（横浜市総合リハビリテーションセンター指定管理者選定評価委員会）

第12条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市総合リハビリテーションセンター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（管理の業務の評価）

第8条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第6条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（横浜市障害者研修保養センター条例の一部改正）

第26条 横浜市障害者研修保養センター条例（昭和59年10月横浜市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第15条第1項に規定する横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第14条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

（横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会）

第15条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第13条を第14条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（管理の業務の評価）

第9条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第7条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表中「（第10条第2項）」を「（第11条第2項）」に改める。

（横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部改正）

第27条 横浜市障害者スポーツ文化センター条例（平成4年3月横

浜市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第16条第1項に規定する横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第15条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

（横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会）

第16条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第14条を第15条とする。

第13条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第1号中「第9条第3項各号」を「第10条第3項各号」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（管理の業務の評価）

第 9 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 7 条第 1 項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表中「（第 10 条第 2 項）」を「（第 11 条第 2 項）」に改める

。

（横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部改正）

第 28 条 横浜市知的障害者生活介護型施設条例（平成 15 年 3 月横浜市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

6 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 12 条第 1 項に規定する横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない

。

第 11 条を第 13 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会）

第 12 条 指定管理者の候補者の選定等について調査審議するため、横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第10条を第11条とし、第 9 条を第10条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(管理の業務の評価)

第 8 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 6 条第 1 項各号に掲げる横浜市つたのは学園等の管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

(横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部改正)

第29条 横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成11年 3 月横浜市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

6 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 8 条第 1 項に規定する横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第 7 条を第 9 条とし、第 6 条の次に次の 2 条を加える。

(管理の業務の評価)

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価委員会)

第 8 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンター

の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価委員会を置く

。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(横浜市老人福祉施設条例の一部改正)

第30条 横浜市老人福祉施設条例(昭和38年12月横浜市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の2項を加える。

8 市長は、別表第1の左欄に掲げる老人福祉センター以外の施設について、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第2の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会(第10条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。)の意見を聴かなければならない。

9 市長は、別表第1の左欄に掲げる老人福祉センターについて、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市地区センター条例別表第3の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会(同条例第13条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう

。) の意見を聴かなければならない。

第 9 条を第 11 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(指定管理者選定委員会)

第 10 条 別表第 2 の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、それぞれ市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(管理の業務の評価)

第 6 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条第 1 項各号に掲げる施設の管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

別表中「(第 4 条第 2 項)」を「(第 4 条第 2 項、第 8 項及び第 9 項)」に改め、同表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 4 条第 8 項、第 10 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム指定管理者選定委員会	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

横浜市うらしま荘指定管理者選定委員会	横浜市うらしま荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市野毛山荘指定管理者選定委員会	横浜市野毛山荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市麦田清風荘指定管理者選定委員会	横浜市麦田清風荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市蓬莱荘指定管理者選定委員会	横浜市蓬莱荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市狩場緑風荘指定管理者選定委員会	横浜市狩場緑風荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市福寿荘指定管理者選定委員会	横浜市福寿荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会	横浜市晴嵐かなざわの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市菊名寿楽荘指定管理者選定委員会	横浜市菊名寿楽荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市緑ほのぼの荘指定管理者選定委員会	横浜市緑ほのぼの荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市ユートピア青葉指定管理者選定委員会	横浜市ユートピア青葉の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市戸塚柏桜荘指定管理者選定委員会	横浜市戸塚柏桜荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市翠風荘指定管理者選定委員会	横浜市翠風荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市泉寿荘指定管理者選定委員会	横浜市泉寿荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

(横浜市高齢者保養研修施設条例の一部改正)

第31条 横浜市高齢者保養研修施設条例（平成8年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

5 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合

を除き、第13条第1項に規定する横浜市高齢者保養研修施設指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第12条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

（横浜市高齢者保養研修施設指定管理者選定評価委員会）

第13条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による保養研修施設の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市高齢者保養研修施設指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

（管理の業務の評価）

第8条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第6条第1項各号に掲げる保養研修施設の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表中「（第8条第2項）」を「（第9条第2項）」に改める。

（横浜市スポーツ医科学センター条例の一部改正）

第32条 横浜市スポーツ医科学センター条例（平成9年10月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 17 条第 1 項に規定する横浜市スポーツ医科学センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第 16 条を第 18 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（横浜市スポーツ医科学センター指定管理者選定評価委員会）

第 17 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市スポーツ医科学センター指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 15 条を第 16 条とし、第 12 条から第 14 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 11 条中「第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項」に改め、同条第 1 号中「第 7 条第 3 項各号」を「第 8 条第 3 項各号」に改め、同条を第 12 条とする。

第 10 条中「第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項」に改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条第 2 項中「第 7 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条第 3 項中「第 11 条」を「第 12 条」に改め、同条を第 9 条

とする。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(管理の業務の評価)

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表中「(第 13 条第 2 項)」を「(第 14 条第 2 項)」に改める

。

(横浜市総合保健医療センター条例の一部改正)

第 33 条 横浜市総合保健医療センター条例(平成 4 年 3 月横浜市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 6 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 12 条第 1 項に規定する横浜市総合保健医療センター指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

第 11 条を第 13 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(横浜市総合保健医療センター指定管理者選定評価委員会)

第 12 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市総合保健医療センター指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(管理の業務の評価)

第8条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第6条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(横浜市墓地及び霊堂に関する条例の一部改正)

第34条 横浜市墓地及び霊堂に関する条例(平成5年3月横浜市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

5 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第22条第1項に規定する横浜市メモリアルグリーン指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

第22条を第24条とし、第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

(管理の業務の評価)

第21条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第19条第1項各号に掲げるメモリアルグリーンの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(横浜市メモリアルグリーン指定管理者選定評価委員会)

第22条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるメモリアルグリーンの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市メモリアルグリーン指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 6 章 環境創造局等関係（公園及び動物園）

(横浜市公園条例の一部改正)

第35条 横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第28条の2第5項中「及び次条」を「並びに次条及び第29条の2」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 市長は、三ツ沢公園（体育館に限る。以下この条及び第29条の2並びに別表第2の4において同じ。）以外の別表第2の2及び別表第2の3に掲げる公園又はその一部について、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第2の4の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる委員会（第33条第1項に規定する委員会をいう。以下「選定評価委員会等」という。）の意見を聴かなければならない。

- 6 市長は、三ツ沢公園について、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会（横浜市スポーツ施設条例（平成10年 3 月横浜市条例第18号）別表第 2 の左欄に掲げる横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

第29条の 2 を第29条の 3 とし、第29条の次に次の 1 条を加える。

（管理の業務の評価）

第29条の 2 指定管理者（こどもログハウス及び三ツ沢公園の指定管理者を除く。）は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第28条の 2 第 1 項各号に掲げる公園又はその一部（こどもログハウス及び三ツ沢公園を除く。）の管理に関する業務について、別表第 2 の 4 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会等の評価を受けなければならない。

- 2 こどもログハウスの指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第28条の 2 第 1 項各号に掲げるこどもログハウスの管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。
- 3 三ツ沢公園の指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第28条の 2 第 1 項各号に掲げる三ツ沢公園の管理に関する業務について、横浜国際

プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会の評価を受けなければならない。

第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。

(指定管理者選定評価委員会等)

第33条 別表第2の4の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる委員会を置く。

2 選定評価委員会等は、それぞれ市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会等の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第2の2中「(第16条第1項及び第28条の2第1項)」を「(第16条第1項、第28条の2第1項及び第5項)」に改める。

別表第2の3中「(第28条の2第1項及び第2項)」を「(第28条の2第1項、第2項及び第5項)」に改める。

別表第2の3の次に次の1表を加える。

別表第2の4(第28条の2第5項、第29条の2第1項、第33条第1項)

名 称	担 任 事 務
横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会	公園又はその一部(こどもログハウス、三ツ沢公園、本牧市民公園の体験学習施設、長浜野口記念公園の集会施設及び大倉山公園の集会施設を除く。)の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該公園又はその一部の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市陶芸センター指定管理者選定評価委員会	本牧市民公園の体験学習施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

横浜市長浜ホール指定管理者選定評価委員会	長浜野口記念公園の集会施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市大倉山記念館指定管理者選定評価委員会	大倉山公園の集会施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市白幡公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	白幡公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市神大寺中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	神大寺中央公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市境之谷公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	境之谷公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市柏葉公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	柏葉公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市永田みなみ台公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	永田みなみ台公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港南台北公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	港南台北公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市川島町公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	川島町公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市上白根大池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	上白根大池公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市洋光台駅前公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	洋光台駅前公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市富岡八幡公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	富岡八幡公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市綱島公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	綱島公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市霧が丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	霧が丘公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市美しが丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	美しが丘公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市鴨池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	鴨池公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

横浜市踊場公園こどもログハウス 指定管理者選定委員会	踊場公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市桂山公園こどもログハウス 指定管理者選定委員会	桂山公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市いずみ台公園こどもログハウス 指定管理者選定委員会	いずみ台公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス 指定管理者選定委員会	瀬谷中央公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

別表第 3 及び別表第 4 中「（第 29 条の 2 第 2 項）」を「（第 29 条の 3 第 2 項）」に改める。

（横浜市動物園条例の一部改正）

第 36 条 横浜市動物園条例（昭和 63 年 3 月横浜市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項中「限る。）」の次に「（以下これらの業務を「管理業務」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 6 条第 1 項に規定する横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第 3 条の 4 を第 3 条の 5 とし、第 3 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（管理業務の評価）

第 3 条の 4 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、管理業務について選定評価委員会の評価を受けなければならない。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会)

第 6 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による管理業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

別表中「(第 3 条の 4 第 2 項)」を「(第 3 条の 5 第 2 項)」に改める。

第 7 章 建築局関係 (市営住宅及び改良住宅)

(横浜市営住宅条例の一部改正)

第37条 横浜市営住宅条例 (平成 9 年 2 月横浜市条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

目次中「第71条」を「第73条」に改める。

第23条第 4 項中「第68条」を「第70条」に改める。

第51条中「第68条及び第69条」を「第70条及び第71条」に改める。

第65条に次の 1 項を加える。

5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第68条第 1 項に規定する横浜市市営住宅等指定管理者選定評価委員会 (以下「選定評価委員会」という。) の意見を聴かなければならない。

第71条を第73条とし、第67条から第70条までを 2 条ずつ繰り下

げ、第66条の次に次の2条を加える。

(管理の業務の評価)

第67条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第65条第1項各号に掲げる市営住宅及び共同施設の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(横浜市市営住宅等指定管理者選定評価委員会)

第68条 指定管理者(改良住宅(横浜市改良住宅条例(昭和37年3月横浜市条例第7号)第2条第1号に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)及び地区施設(同条第2号に規定する地区施設をいう。以下同じ。))の指定管理者を含む。以下この項において同じ。)の候補者の選定、指定管理者による市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市市営住宅等指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(横浜市改良住宅条例の一部改正)

第38条 横浜市改良住宅条例(昭和37年3月横浜市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第9条中「並びに第55条から第70条まで」を「、第55条から第67条まで並びに第69条から第72条まで」に改める。

第8章 港湾局関係(港湾施設及び海づり施設)

(横浜市港湾施設使用条例の一部改正)

第39条 横浜市港湾施設使用条例（昭和24年 9 月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 5 項中「及び次条」を「並びに次条及び第 2 条の 4」に改め、「（昭和53年 7 月横浜市条例第40号）」を削り、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項の次に次の 2 項を加える。

5 市長は、別表第 1 の横浜港シンボルタワーの項及び八景島の項に掲げる港湾施設（以下これらの港湾施設を「横浜港シンボルタワー等」という。）以外の同表に掲げる港湾施設について、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 1 の 2 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会（第21条第 1 項に規定する指定管理者選定評価委員会をいう。以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

6 市長は、横浜港シンボルタワー等について、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市海づくり施設等指定管理者選定評価委員会（横浜市海づくり施設条例（昭和53年 7 月横浜市条例第40号）第12条第 1 項に規定する横浜市海づくり施設等指定管理者選定評価委員会をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

第 2 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(管理の業務の評価)

第 2 条の 4 指定管理者（横浜港シンボルタワー等の指定管理者

を除く。)は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第2条の2第1項各号に掲げる港湾施設(横浜港シンボルトワー等を除く。)の管理に関する業務について、別表第1の2の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 横浜港シンボルトワー等の指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第2条の2第1項各号に掲げる横浜港シンボルトワー等の管理に関する業務について、横浜市海づくり施設等指定管理者選定評価委員会の評価を受けなければならない。

第12条第5号ア(ア) b(b)中「別表第1の2」を「別表第1の3」に改める。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(指定管理者選定評価委員会)

第21条 別表第1の2の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、それぞれ市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1中「(第2条の2第1項及び第2項)」を「(第2条の2第1項、第2項及び第5項)」に改める。

別表第1の2を別表第1の3とし、別表第1の次に次の1表を

加える。

別表第 1 の 2（第 2 条の 2 第 5 項、第 2 条の 4 第 1 項、第 21 条第 1 項）

名 称	担 任 事 務
横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会	別表第 1 の物流等関連施設の項及び港湾関係厚生施設の項に掲げる港湾施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該港湾施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市大さん橋等指定管理者選定評価委員会	別表第 1 の大さん橋の項、臨港パーク等関連施設の項及び日本丸メモリアルパークの項に掲げる港湾施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該港湾施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

（横浜市海づくり施設条例の一部改正）

第 40 条 横浜市海づくり施設条例（昭和 53 年 7 月横浜市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「限る。）」の次に「（以下これらの業務を「管理業務」という。）」を加え、同項第 2 号中「第 5 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 12 条第 1 項に規定する横浜市海づくり施設等指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第 11 条を第 13 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（横浜市海づくり施設等指定管理者選定評価委員会）

第 12 条 指定管理者（横浜市港湾施設使用条例別表第 1 の横浜港

シンボルタワーの項及び八景島の項に掲げる同条例第 2 条第 1 項の港湾施設（以下これらの港湾施設を「横浜港シンボルタワー等」という。）の指定管理者を含む。以下同じ。）の候補者の選定、指定管理者による管理業務及び横浜港シンボルタワー等の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市海づくり施設等指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第10条を第11条とし、第 5 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（管理業務の評価）

第 5 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、管理業務について選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表中「（第 6 条第 2 項）」を「（第 7 条第 2 項）」に改め、同表の 3 中「第 5 条第 1 項第 1 号」を「第 6 条第 1 項第 1 号」に改める。

第 9 章 教育委員会関係（三殿台考古館、歴史博物館、都市発展記念館、ユーラシア文化館、開港資料館、教育文化センター、国際学生会館、少年自然の家及び図書館）

（横浜市三殿台考古館条例の一部改正）

第41条 横浜市三殿台考古館条例（昭和41年12月横浜市条例第54号

) の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

5 委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 10 条第 1 項に規定する横浜市三殿台考古館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第 9 条を第 11 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（横浜市三殿台考古館指定管理者選定評価委員会）

第 10 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による考古館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市三殿台考古館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、委員会が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（管理の業務の評価）

第 6 条 指定管理者は、委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条第 1 項各号に掲げる考古館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（横浜市歴史博物館条例の一部改正）

第 42 条 横浜市歴史博物館条例（平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「第 9 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 5 教育委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 16 条第 1 項に規定する横浜市歴史博物館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第 15 条を第 17 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（横浜市歴史博物館指定管理者選定評価委員会）

第 16 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による博物館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市歴史博物館指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、教育委員会が任命する委員 10 人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第 14 条を第 15 条とする。

第 13 条中「第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項」に改め、同条第 1 号中「第 8 条第 3 項各号又は第 9 条第 3 項各号」を「第 9 条第 3 項各号又は第 10 条第 3 項各号」に改め、同条を第 14 条とする。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条を第 12 条とする。

第 10 条第 2 項中「第 8 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条を第 11 条とする。

- 第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(管理の業務の評価)

第 8 条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 6 条第 1 項各号に掲げる博物館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表第 1 及び別表第 2 中「(第 10 条第 4 項)」を「(第 11 条第 4 項)」に改める。

(横浜都市発展記念館条例の一部改正)

第 43 条 横浜都市発展記念館条例(平成 14 年 9 月横浜市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 5 教育委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 13 条第 1 項に規定する横浜都市発展記念館指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かななければならない。
- 第 12 条を第 14 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(横浜都市発展記念館指定管理者選定評価委員会)

第 13 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による記念館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜都市発展記念館指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、教育委員会が任命する委員 10 人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第2項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(管理の業務の評価)

第6条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げる記念館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表中「(第9条第3項)」を「(第10条第3項)」に改める。

(横浜ユーラシア文化館条例の一部改正)

第44条 横浜ユーラシア文化館条例(平成14年9月横浜市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 教育委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第13条第1項に規定する横浜ユーラシア文化館指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

第12条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

(横浜ユーラシア文化館指定管理者選定評価委員会)

第13条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による文化館の

管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜ユーラシア文化館指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、教育委員会が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第2項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(管理の業務の評価)

第6条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げる文化館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表中「(第9条第3項)」を「(第10条第3項)」に改める。

(横浜開港資料館条例の一部改正)

第45条 横浜開港資料館条例(昭和56年3月横浜市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 5 教育委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第11条第1項に規定する横浜開港資料館指定管理者選定評価委員会(以下「選定

評価委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

第10条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

(横浜開港資料館指定管理者選定評価委員会)

第11条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による資料館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜開港資料館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、教育委員会が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(管理の業務の評価)

第6条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げる資料館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表中「(第6条第2項)」を「(第7条第2項)」に改める。

(横浜市教育文化センター条例の一部改正)

第46条 横浜市教育文化センター条例(昭和49年6月横浜市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条の2に次の1項を加える。

5 教育委員会は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認め

る場合を除き、第19条第1項に規定する横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第5条の3の次に次の1条を加える。

（管理の業務の評価）

第5条の4 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条の2第1項各号に掲げるコーナーの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会）

第19条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるコーナーの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、教育委員会が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（横浜市国際学生会館条例の一部改正）

第47条 横浜市国際学生会館条例（平成5年12月横浜市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 5 教育委員会は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第18条第1項に規定する横浜市国際学生会館指

定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第17条を第19条とし、同条の前に次の1条を加える。

（横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会）

第18条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による会館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、教育委員会が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第16条中「第8条」を「第9条」に、「第14条」を「第15条」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とする。

第14条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第1号中「第9条第3項各号」を「第10条第3項各号」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（管理の業務の評価）

第8条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第6条第1項各号に掲

げる会館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表第 2 中「(第 11 条第 1 項)」を「(第 12 条第 1 項)」に改める。

(横浜市少年自然の家条例の一部改正)

第 48 条 横浜市少年自然の家条例(昭和 54 年 3 月横浜市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 5 教育委員会は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 10 条第 1 項に規定する横浜市少年自然の家指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

第 9 条を第 11 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(横浜市少年自然の家指定管理者選定評価委員会)

第 10 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による少年自然の家の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市少年自然の家指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、教育委員会が任命する委員 10 人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(管理の業務の評価)

第 7 条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げる少年自然の家の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(横浜市立図書館条例の一部改正)

第 49 条 横浜市立図書館条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 教育委員会は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 2 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会（第 9 条第 1 項に規定する指定管理者選定評価委員会をいう。以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第 8 条を第 10 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(指定管理者選定評価委員会)

第 9 条 別表第 2 の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、それぞれ教育委員会が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の

1 条を加える。

(管理の業務の評価)

第 6 条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条第 1 項各号に掲げる図書館の管理に関する業務について、別表第 2 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 4 条第 5 項、第 6 条、第 9 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会	横浜市山内図書館の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該図書館の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき公の施設の管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定による当該業務についての評価に相当する評価を受けている場合にあっては、当該期間においては当該業務についての評価に係るこれらの規定は適用しない。

提 案 理 由

指定管理者の候補者の選定等及び指定管理者による本市の公の施設の管理の業務に係る評価に関する手続を整備する等のため、指定管理者の指定手続等を定めるための関係条例の整備に関する条例を制定したいので提案する。

参 考

横浜市男女共同参画センター条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第 5 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 14 条第 1 項に規定する横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

（管理の業務の評価）

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用の許可）

第 8 条 （本文省略）
第 7 条

（利用料金）

第 9 条 （本文省略）
第 8 条

（利用料金の減免）

第 10 条 （本文省略）
第 9 条

（利用料金の不返還）

第 11 条 （本文省略）
第 10 条

（許可の取消し等）

第 12 条 指定管理者は、第 8 条第 1 項の規定により許可を受けた者
第 11 条 第 7 条第 1 項

が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り

消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第8条第3項各号
第7条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
(第2号及び第3号省略)

(入館の制限)

第13条 (本文省略)
第12条

(横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会)

第14条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの
管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市男女
共同参画センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織
する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関
し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第15条 (本文省略)
第13条

別表 (第9条第2項)
(第8条第2項)

(表及び備考省略)

横浜市公会堂条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(許可)

第2条 公会堂を使用し、又は利用しようとする者は、市長(第5条第1項又は第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる業務を同項又は同条第2項に規定する指定管理者(以下「指定管理者

」という。)に行わせる場合にあっては、当該指定管理者。第 3 号、次条ただし書、第 9 条第 1 項及び第 3 項並びに第 14 条において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、使用又は利用を許可しない。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(指定管理者の指定等)

第 5 条 (第 1 項から第 6 項まで省略)

7 市長は、第 3 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 3 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会(第 16 条第 1 項に規定する指定管理者選定委員会をいう。)の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げる公会堂の管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

(使用料)

第 8 条 (第 1 項省略)
第 7 条

2 使用料は、別表第 4の範囲内で市長が定める。
別表第 3

(第 3 項から第 7 項まで省略)

(特別の設備)

第 9 条 (本文省略)
第 8 条

(利用料金)

第 10 条 (第 1 項省略)
第 9 条

2 利用料金は、別表第 5に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(第 3 項及び第 4 項省略)

(利用料金の減免)

第 11 条 (本文省略)
第 10 条

(利用料金の不返還)

第 12 条 (本文省略)
第 11 条

(損害の賠償)

第 13 条 (本文省略)
第 12 条

(許可の取消等)

第 14 条 (本文省略)
第 13 条

(使用者等の損害)

第 15 条 (本文省略)
第 14 条

(指定管理者選定委員会)

第 16 条 別表第 3 の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、それぞれ市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 17 条 (本文省略)
第 15 条

別表第 3 (第 5 条第 7 項、第 16 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市鶴見公会堂指定管理者選定委員会	横浜市鶴見公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市神奈川公会堂指定管理者選定委員会	横浜市神奈川公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市南公会堂指定管理者選定委員会	横浜市南公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港南公会堂指定管理者選定委員会	横浜市港南公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市保土ヶ谷公会堂指定管理者選定委員会	横浜市保土ヶ谷公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市旭公会堂指定管理者選定委員会	横浜市旭公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市金沢公会堂指定管理者選定委員会	横浜市金沢公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港北公会堂指定管理者選定委員会	横浜市港北公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市都筑公会堂指定管理者選定委員会	横浜市都筑公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市泉公会堂指定管理者選定委員会	横浜市泉公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市瀬谷公会堂指定管理者選定委員会	横浜市瀬谷公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

別表第 4 (第 8 条第 2 項)

別表第 3 (第 7 条第 2 項)

(表省略)

別表第 5 (第 10 条第 2 項)

別表第 4 (第 9 条第 2 項)

(表及び備考省略)

横浜市庁舎駐車場条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(指定管理者の指定等)

第 4 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 12 条第 1 項に規定する横浜市庁舎駐車場指定管理者選定評価委員会 (以下「選定評価委員会」という。) の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 6 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条第 1 項各号に掲げる駐車場の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用料金)

第 7 条 (本文省略)
第 6 条

(利用料金の減免)

第 8 条 (本文省略)
第 7 条

(利用料金の不返還)

第 9 条 (本文省略)
第 8 条

(入場の拒否)

第 10 条 (本文省略)
第 9 条

(禁止行為)

第 11 条 (本文省略)
第 10 条

(横浜市庁舎駐車場指定管理者選定評価委員会)

第 12 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による駐車場の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市庁舎駐車場指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 13 条 (本文省略)
第 11 条

横浜市スポーツ施設条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(指定管理者の指定等)

第 4 条 (第 1 項から第 6 項まで省略)

7 市長は、別表第 1 の左欄に掲げるスポーツセンター以外のスポーツ施設について、第 3 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 2 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる委員会 (第 16 条第 1 項に規定する委員会をいう。) の意見を聴かなければならない。

8 市長は、別表第 1 の左欄に掲げるスポーツセンターについて、第 3 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市

公会堂条例別表第3の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（同条例第16条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。）の意見を聴かななければならない。

（管理の業務の評価）

第6条 指定管理者（スポーツセンターの指定管理者を除く。）は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げるスポーツ施設（スポーツセンターを除く。）の管理に関する業務について、別表第2の左欄に掲げる横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会の評価を受けなければならない。

2 スポーツセンターの指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げるスポーツセンターの管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

（利用の許可）

第7条 （本文省略）
第6条

（特別の設備の設置の許可）

第8条 （第1項及び第2項省略）
第7条

3 スポーツ施設に特別の設備を設置した者は、スポーツ施設の利用を終了したときは、直ちに、これを撤去し、原状に復さなければならない。第11条
第10条の規定により許可を取り消され、又は利用を停止された場合も、同様とする。

（物品販売等の許可）

第9条 （第1項省略）
第8条

- 2 第 7 条 第 2 項
第 6 条 第 2 項 及び第 3 項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の手續)

第 10 条 第 7 条 第 1 項、第 8 条 第 1 項
第 9 条 第 6 条 第 1 項、第 7 条 第 1 項 及び前条第 1 項の許可の手續について必要な事項は、規則で定める。

(許可の取消し等)

第 11 条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、
第 10 条 第 7 条 第 1 項、第 8 条 第 1 項若しくは第 9 条 第 1 項
第 6 条 第 1 項、第 7 条 第 1 項若しくは第 8 条 第 1 項 の規定による許可を取り消し、又はスポーツ施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第 7 条 第 3 項 各号
第 6 条 第 3 項 各号 のいずれかに該当するに至ったとき。

(第 2 号及び第 3 号省略)

(入館の制限)

第 12 条 (本文省略)
第 11 条

(利用料金)

第 13 条 (第 1 項省略)
第 12 条

- 2 利用料金は、別表 第 3
別表 第 2 に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(第 3 項省略)

(利用料金の減免)

第 14 条 (本文省略)
第 13 条

(利用料金の不返還)

第 15 条 (本文省略)
第 14 条

(指定管理者選定評価委員会等)

第 16 条 別表 第 2 の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同

表の左欄に掲げる委員会（以下「選定評価委員会等」という。）
を置く。

2 選定評価委員会等は、それぞれ市長が任命する委員10人以内を
もって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会等の組織及び運営に
関し必要な事項は、市長が定める。

（委任）

第17条 （本文省略）
第15条

別表第1 （第4条第2項、第7項及び第8項）
（第4条第2項）

（表省略）

別表第2 （第4条第7項、第6条第1項、第16条第1項）

名 称	担 任 事 務
横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会	横浜国際プール、横浜文化体育館及び三ツ沢公園（体育館に限る。）（以下「横浜国際プール等」という。）の指定管理者の候補者の選定、当該指定管理者による横浜国際プール等の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市鶴見スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市鶴見スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市神奈川スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市神奈川スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市西スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市西スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市中スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市中スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市南スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市南スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港南スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市港南スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

横浜市保土ヶ谷スポーツセンター 指定管理者選定委員会	横浜市保土ヶ谷スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市旭スポーツセンター指定 管理者選定委員会	横浜市旭スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市磯子スポーツセンター指定 管理者選定委員会	横浜市磯子スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市金沢スポーツセンター指定 管理者選定委員会	横浜市金沢スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港北スポーツセンター指定 管理者選定委員会	横浜市港北スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市緑スポーツセンター指定 管理者選定委員会	横浜市緑スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市都筑スポーツセンター指定 管理者選定委員会	横浜市都筑スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市戸塚スポーツセンター指定 管理者選定委員会	横浜市戸塚スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市泉スポーツセンター指定 管理者選定委員会	横浜市泉スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市瀬谷スポーツセンター指定 管理者選定委員会	横浜市瀬谷スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

別表第 3 (第 13 条第 2 項)

別表第 2 (第 12 条第 2 項)

(第 1 号から第 4 号まで省略)

横浜市市民文化会館条例 (抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(指定管理者の指定等)

第 5 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 17 条第 1 項に規定する横浜市市民文化会館指定管理者選定

評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（管理の業務の評価）

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げる文化会館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用の許可）

第8条 （本文省略）
第7条

（附帯設備等の許可）

第9条 （第1項及び第2項省略）
第8条

3 文化会館に特別の設備を設置した者は、文化会館の利用を終了したときは、直ちに、当該設備を撤去し、原状に復さなければならない。第15条の規定により許可を取り消され、又は利用を停止された場合も、同様とする。
第14条

（物品販売等の許可）

第10条 （第1項省略）
第9条

2 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。
第7条第2項

（許可申請の手続）

第11条 第8条第1項、第9条第1項及び前条第1項の許可の申請
第10条 第7条第1項、第8条第1項
の手続について必要な事項は、規則で定める。

（利用料金）

第12条 （本文省略）
第11条

（利用料金の減免）

第 13 条 (本文省略)
第 12 条

(利用料金の不返還)

第 14 条 (本文省略)
第 13 条

(許可の取消し等)

第 15 条 指定管理者は、利用者及び第 10 条第 1 項の規定により許可
第 14 条 第 9 条第 1 項

を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、第 8 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定による許可を取り消し、又は
第 8 条第 1 項 第 9 条第 1 項
文化会館の利用を制限し、若しくは当該利用及び行為を停止させることができる。

(1) 第 8 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
第 7 条第 3 項各号

(第 2 号及び第 3 号省略)

(入館の制限)

第 16 条 (本文省略)
第 15 条

(横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会)

第 17 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による文化会館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 18 条 (本文省略)
第 16 条

別表 (第 12 条第 2 項)
(第 11 条第 2 項)

(表及び備考省略)

横浜美術館条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（指定管理者の指定等）

第 5 条 次に掲げる美術館の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（第 1 号省略）

(2) 特別利用（第 9 条第 1 項
第 8 条第 1 項に規定する特別利用をいう。）の許可等に関すること。

（第 3 号から第 5 号まで及び第 2 項から第 4 項まで省略）

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 15 条第 1 項に規定する横浜美術館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

（管理の業務の評価）

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げる美術館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用の許可）

第 8 条 （本文省略）
第 7 条

（美術品等の特別利用の許可）

第 9 条 （本文省略）
第 8 条

(利用料金)

第 10 条 (第 1 項及び第 2 項省略)
第 9 条

3 レクチャーホールの利用について、第 8 条第 1 項
第 7 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

(第 4 項から第 8 項まで省略)

(利用料金の減免)

第 11 条 (本文省略)
第 10 条

(利用料金の不返還)

第 12 条 (本文省略)
第 11 条

(許可の取消し等)

第 13 条 指定管理者は、第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項
第 12 条 第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、又は施設の利用若しくは特別利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 第 8 条第 3 項各号又は第 9 条第 3 項各号
第 7 条第 3 項各号又は第 8 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(第 2 号及び第 3 号省略)

(入館の制限)

第 14 条 (本文省略)
第 13 条

(横浜美術館指定管理者選定評価委員会)

第 15 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による美術館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜美術館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織

する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 16 条 (本文省略)
第 14 条

別表第 1 (第 10 条第 6 項)
(第 9 条第 6 項)
(表及び備考省略)

別表第 2 (第 10 条第 6 項)
(第 9 条第 6 項)
(表省略)

別表第 3 (第 10 条第 6 項)
(第 9 条第 6 項)
(表及び備考省略)

別表第 4 (第 10 条第 6 項)
(第 9 条第 6 項)
(表省略)

横浜市市民ギャラリー条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(指定管理者の指定等)

第 5 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 1 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会 (第 15 条第 1 項に規定する指定管理者選定評価委員会をいう。以下「選定評価委員会」という。) の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げるギャラリーの管理に関する業務について、別表第 1 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用の許可)

第 8 条 (本文省略)
第 7 条

(許可の手續)

第 9 条 (本文省略)
第 8 条

(利用料金)

第 10 条 第 8 条第 1 項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第 9 条 第 7 条第 1 項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第 2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(第 3 項省略)

(利用料金の減免)

第 11 条 (本文省略)
第 10 条

(利用料金の不返還)

第 12 条 (本文省略)
第 11 条

(許可の取消し等)

第 13 条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、第 12 条 第 8 条第 1 項の許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 第 8 条第 3 項各号 第 7 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(第 2 号及び第 3 号省略)

(入館の制限)

第 14 条 (本文省略)
第 13 条

(指定管理者選定評価委員会)

第 15 条 別表第 1 の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、それぞれ市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 16 条 (本文省略)
第 14 条

別表第 1 (第 5 条第 5 項、第 7 条、第 15 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市民ギャラリー指定管理者選定評価委員会	横浜市民ギャラリーの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該ギャラリーの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市民ギャラリーあざみ野指定管理者選定評価委員会	横浜市民ギャラリーあざみ野の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該ギャラリーの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

別表第 2 (第 10 条第 2 項)
別表 (第 9 条第 2 項)

(表及び備考省略)

横浜市区民文化センター条例 (抜粋)

(上段 改正案)
 (下段 現 行)

(指定管理者の指定等)

第 6 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 2 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会 (第 19 条第 1 項に規定する指定管理者選定評価委員会をいう。以下「選定評価委員会」という。) の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 8 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 6 条第 1 項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、別表第 2 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用期間)

第 9 条 (本文省略)
第 8 条

(利用の許可)

第 10 条 (本文省略)
第 9 条

(特別の設備の設置の許可)

第 11 条 (第 1 項及び第 2 項省略)
第 10 条

3 センターに特別の設備を設置した者は、センターの利用を終了したときは、直ちに、これを撤去し、原状に復さなければならない。第 17 条 の規定により許可を取り消され、又は利用を停止された場合も、同様とする。
第 16 条

(物品販売等の許可)

第 12 条 (第 1 項省略)
第 11 条

- 2 第10条第2項
第9条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の手續)

第13条 第10条第1項、第11条第1項
第12条 第9条第1項、第10条第1項及び前条第1項の許可の手續について必要な事項は、規則で定める。

(利用料金)

第14条 (第1項省略)
第13条

- 2 利用料金は、別表第3
別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(第3項省略)

(利用料金の減免)

第15条 (本文省略)
第14条

(利用料金の不返還)

第16条 (本文省略)
第15条

(許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、
第16条 第10条第1項、第11条第1項又は第12条第1項
第9条第1項、第10条第1項又は第11条第1項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第10条第3項各号
第9条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(第2号及び第3号省略)

(入館の制限)

第18条 (本文省略)
第17条

(指定管理者選定評価委員会)

第19条 別表第2の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同

表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、それぞれ市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 20 条 (本文省略)
第 18 条

別表第 2 (第 6 条第 5 項、第 8 条、第 19 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市鶴見区民文化センター指定 管理者選定評価委員会	横浜市鶴見区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市神奈川区民文化センター指 定管理者選定評価委員会	横浜市神奈川区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市港南区民文化センター指定 管理者選定評価委員会	横浜市港南区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市旭区民文化センター指定管 理者選定評価委員会	横浜市旭区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市磯子区民文化センター指定 管理者選定評価委員会	横浜市磯子区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市戸塚区民文化センター指定 管理者選定評価委員会	横浜市戸塚区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市栄区民文化センター指定管 理者選定評価委員会	横浜市栄区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

横浜市泉区民文化センター指定管理者選定評価委員会	横浜市泉区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
--------------------------	---

別表第 3 (第 14 条第 2 項)

別表第 2 (第 13 条第 2 項)

(表及び備考省略)

横浜市能楽堂条例 (抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(指定管理者の指定等)

第 6 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 1 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会 (第 19 条第 1 項に規定する指定管理者選定評価委員会をいう。以下「選定評価委員会」という。) の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 8 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 6 条第 1 項各号に掲げる能楽堂の管理に関する業務について、別表第 1 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用期間)

第 9 条 (本文省略)
第 8 条

(利用の許可)

第 10 条 (本文省略)
第 9 条

(特別の設備の設置の許可)

第 11 条 (第 1 項及び第 2 項省略)
第 10 条

3 能楽堂の施設に特別の設備を設置した者は、能楽堂の利用を終了したときは、直ちに、これを撤去し、原状に復さなければならない。第 17 条の規定により許可を取り消され、又は利用を停止された場合も、同様とする。

(物品販売等の許可)

第 12 条 (第 1 項省略)
第 11 条

2 第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の許可について準用する。
第 9 条第 2 項

(許可の手続)

第 13 条 第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項及び前条第 1 項の許可の手続
第 12 条 第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項

について必要な事項は、規則で定める。

(利用料金)

第 14 条 (第 1 項省略)
第 13 条

2 利用料金は、別表第 2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(第 3 項省略)

(利用料金の減免)

第 15 条 (本文省略)
第 14 条

(利用料金の不返還)

第 16 条 (本文省略)
第 15 条

(許可の取消し等)

第 17 条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、
第 16 条

第 10 条 第 1 項、第 11 条 第 1 項又は第 12 条 第 1 項の規定による許可
第 9 条 第 1 項、第 10 条 第 1 項又は第 11 条 第 1 項
 を取り消し、又は施設及び附帯設備の利用を制限し、若しくは停
 止させることができる。

- (1) 第 10 条 第 3 項 各号
第 9 条 第 3 項 各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 (第 2 号及び第 3 号省略)

(入館の制限)

第 18 条 (本文省略)

第 17 条

(指定管理者選定評価委員会)

第 19 条 別表第 1 の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同
 表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、それぞれ市長が任命する委員 10 人以内をも
 って組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関
 し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 20 条 (本文省略)

第 18 条

別表第 1 (第 6 条 第 5 項、第 8 条、第 19 条 第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜能楽堂指定管理者選定評価委員会	横浜能楽堂の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による横浜能楽堂の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市久良岐能舞台指定管理者選定評価委員会	久良岐能舞台の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による久良岐能舞台の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

別表第 2 (第 14 条 第 2 項)

別表 (第 13 条 第 2 項)

(表及び備考省略)

横浜みなとみらいホール条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（指定管理者の指定等）

第 5 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 17 条第 1 項に規定する横浜みなとみらいホール指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

（管理の業務の評価）

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げるホールの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用の許可）

第 8 条 （本文省略）
第 7 条

（特別の設備の設置の許可）

第 9 条 （第 1 項及び第 2 項省略）
第 8 条

3 ホールの施設に特別の設備を設置した者は、ホールの利用を終了したときは、直ちに、これを撤去し、原状に復さなければならない。第 12 条の規定により許可を取り消され、又は利用を停止された場合も、同様とする。
第 11 条

（物品販売等の許可）

第 10 条 （第 1 項省略）
第 9 条

2 第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の許可について準用す
第 7 条第 2 項

る。

(許可の手續)

第 11 条 第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項及び前条第 1 項の許可の手續
第 10 条 第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項
について必要な事項は、規則で定める。

(許可の取消し等)

第 12 条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、
第 11 条 第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項若しくは第 10 条第 1 項の規定による
第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項若しくは第 9 条第 1 項
許可を取り消し、又はホールの利用を制限し、若しくは停止させ
ることができる。

- (1) 第 8 条第 3 項各号
第 7 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(第 2 号及び第 3 号省略)

(入館の制限)

第 13 条 (本文省略)
第 12 条

(利用料金)

第 14 条 (本文省略)
第 13 条

(利用料金の減免)

第 15 条 (本文省略)
第 14 条

(利用料金の不返還)

第 16 条 (本文省略)
第 15 条

(横浜みなとみらいホール指定管理者選定評価委員会)

第 17 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるホールの管
理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜みなとみ
らいホール指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織
する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に
し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 18 条 (本文省略)
第 16 条
別表 (第 14 条第 2 項)
(第 13 条第 2 項)
(表及び備考省略)

横浜市芸能センター条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(指定管理者の指定等)

第 5 条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者 (同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。) に行わせるものとする。

(第 1 号省略)

(2) 指定団体等 (第 18 条第 2 項
第 17 条第 2 項に規定する指定団体等をいう。) の指定に関すること。

(第 3 号から第 5 号まで及び第 2 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 19 条第 1 項に規定する横浜市芸能センター指定管理者選定評価委員会 (以下「選定評価委員会」という。) の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げるセンタ

一の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用期間)

第8条 (本文省略)
第7条

(利用の許可)

第9条 (本文省略)
第8条

(特別の設備の設置の許可)

第10条 (第1項及び第2項省略)
第9条

- 3 センターの施設に特別の設備を設置した者は、センターの利用を終了したときは、直ちに、これを撤去し、原状に復さなければならない。第13条の規定により許可を取り消され、又は利用を停止された場合も、同様とする。

(物品販売等の許可)

第11条 (第1項省略)
第10条

- 2 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の手続)

第12条 第9条第1項、第10条第1項及び前条第1項の許可の手続
第11条 第8条第1項、第9条第1項

について必要な事項は、規則で定める。

(許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、
第12条

第9条第1項、第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による
第8条第1項、第9条第1項若しくは第10条第1項
許可を取り消し、又はセンターの利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第9条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
第8条第3項各号

(第 2 号及び第 3 号省略)

(入館の制限)

第 14 条 (本文省略)
第 13 条

(利用料金)

第 15 条 (本文省略)
第 14 条

(利用料金の減免)

第 16 条 (本文省略)
第 15 条

(利用料金の不返還)

第 17 条 (本文省略)
第 16 条

(指定団体等)

第 18 条 (第 1 項及び第 2 項省略)
第 17 条

- 3 指定管理者は、指定団体等が前項の年間利用計画書に基づきセンターを利用するため、第 9 条第 1 項の規定による許可を受けようとしてした申請が、他の者の申請と競合した場合において、特に必要があると認めるときは、センターの利用につき、当該指定団体等を優先者とすることができる。

(横浜市芸能センター指定管理者選定評価委員会)

第 19 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市芸能センター指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 20 条 (本文省略)
第 18 条
別表 (第 15 条 第 2 項)
(第 14 条 第 2 項)
(表及び備考省略)

横浜市消費生活総合センター条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(指定管理者の指定等)

第 4 条 の 2 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 11 条 第 1 項に規定する横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会 (以下「選定評価委員会」という。) の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 4 条 の 4 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条 の 2 第 1 項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会)

第 11 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 12 条 (本文省略)
第 11 条

横浜市技能文化会館条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(指定管理者の指定等)

第 5 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 14 条第 1 項に規定する横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会 (以下「選定評価委員会」という。) の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げる技能文化会館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用の許可)

第 8 条 (本文省略)
第 7 条

(利用料金)

第 9 条 (本文省略)
第 8 条

(利用料金の減免)

第 10 条 (本文省略)
第 9 条

(利用料金の不返還)

第 11 条 (本文省略)
第 10 条

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、第8条第1項の規定により許可を受けた者
第11条 第7条第1項
が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り
消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができ
る。

- (1) 第8条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
第7条第3項各号
(第2号及び第3号省略)

(入館の制限)

第13条 (本文省略)
第12条
(横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会)

第14条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による技能文化会館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第15条 (本文省略)
第13条
別表 (第9条第2項)
(第8条第2項)
(表及び備考省略)

横浜市青少年施設条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(指定管理者の指定等)

第5条 (第1項から第4項まで省略)

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 14 条第 1 項に規定する横浜市青少年施設指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（管理の業務の評価）

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げる青少年施設の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用の許可）

第 8 条 （本文省略）
第 7 条

（利用料金）

第 9 条 （本文省略）
第 8 条

（利用料金の減免）

第 10 条 （本文省略）
第 9 条

（利用料金の不返還）

第 11 条 （本文省略）
第 10 条

（許可の取消し等）

第 12 条 指定管理者は、第 8 条第 1 項の規定により許可を受けた者
第 11 条 第 7 条第 1 項が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は青少年施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 第 8 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
第 7 条第 3 項各号

（第 2 号及び第 3 号省略）

（入館の制限）

第 13 条 (本文省略)

第 12 条
(横浜市青少年施設指定管理者選定評価委員会)

第 14 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による青少年施設の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市青少年施設指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 15 条 (本文省略)

第 13 条
別表第 2 (第 9 条第 2 項)
(第 8 条第 2 項)

(1 から 3 まで省略)

横浜市青少年野外活動センター条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(指定管理者の指定等)

第 4 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 9 条第 1 項に規定する横浜市青少年野外活動センター指定管理者選定評価委員会 (以下「選定評価委員会」という。) の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 6 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除

き、その指定の期間において、第 4 条第 1 項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(使用許可)

第 7 条 (本文省略)
第 6 条

(目的外使用)

第 8 条 (本文省略)
第 7 条

(横浜市青少年野外活動センター指定管理者選定評価委員会)

第 9 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市青少年野外活動センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 10 条 (本文省略)
第 8 条

横浜こども科学館条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(指定管理者の指定等)

第 4 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 11 条第 1 項に規定する横浜こども科学館指定管理者選定評価委員会 (以下「選定評価委員会

」という。)の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 6 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条第 1 項各号に掲げる科学館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用料金)

第 7 条 (本文省略)
第 6 条

(利用料金の減免)

第 8 条 (本文省略)
第 7 条

(利用料金の不返還)

第 9 条 (本文省略)
第 8 条

(利用の制限)

第 10 条 (本文省略)
第 9 条

(横浜こども科学館指定管理者選定評価委員会)

第 11 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による科学館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜こども科学館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 12 条 (本文省略)
第 10 条

別表第 1 (第 7 条第 3 項)
(第 6 条第 3 項)

(表及び備考省略)

別表第 2 (第 7 条第 3 項第 1 号ア)
(第 6 条第 3 項第 1 号ア)

(表及び備考省略)

横浜市保育所条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(設置)

第 1 条 (第 1 項省略)

2 前項の保育所の名称及び位置は、別表第 1のとおりとする。
別表

(指定管理者の指定等)

第 5 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 2 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会 (第 8 条第 1 項に規定する指定管理者選定委員会をいう。) の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げるかながわ保育園等の管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

(指定管理者選定委員会)

第 8 条 別表第 2 の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会 (以下「選定委員会」と

いう。) を置く。

2 選定委員会は、それぞれ市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 9 条 (本文省略)

第 7 条

別表第 1 (第 1 条第 2 項)

別表

(表省略)

別表第 2 (第 5 条第 6 項、第 8 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市かながわ保育園指定管理者 選定委員会	横浜市かながわ保育園の指定管理者の候補者の選定等 についての調査審議に関する事務
横浜市金沢八景保育園指定管理者 選定委員会	横浜市金沢八景保育園の指定管理者の候補者の選定等 についての調査審議に関する事務

横浜市地域療育センター条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(指定管理者の指定等)

第 7 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 13 条第 1 項に規定する横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 9 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 7 条第 1 項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

(利用料金)

第 10 条 (本文省略)
第 9 条

(利用料金の納付)

第 11 条 (本文省略)
第 10 条

(利用料金の減免)

第 12 条 (本文省略)
第 11 条

(横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会)

第 13 条 指定管理者の候補者の選定等について調査審議するため、横浜市地域療育センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 14 条 (本文省略)
第 12 条

横浜市救急医療センター条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(指定管理者の指定等)

第 4 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第10条第1項に規定する横浜市救急医療センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（管理の業務の評価）

第6条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げる横浜市救急医療センターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用料金）

第7条 （本文省略）
第6条

（利用料金の減免）

第8条 （本文省略）
第7条

（利用の制限）

第9条 （本文省略）
第8条

（横浜市救急医療センター指定管理者選定評価委員会）

第10条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による横浜市救急医療センターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市救急医療センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（委任）

第 11 条
第 9 条 (本文省略)

横浜市福祉保健活動拠点条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(設置)

第 1 条 (第 1 項省略)

2 拠点の名称及び位置は、別表第 1のとおりとする。
別表

(指定管理者の指定等)

第 5 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 2 の右欄に掲げる担
任事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選
定委員会(第 11 条第 1 項に規定する指定管理者選定委員会をいう。
)の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除
き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げる拠点の
管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受
けなければならない。

(使用の許可)

第 8 条
第 7 条 (本文省略)

(許可の取消し等)

第 9 条
第 8 条 (本文省略)

(入館の制限)

第 10 条
第 9 条 (本文省略)

(指定管理者選定委員会)

第 11 条 別表第 2 の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、それぞれ市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 12 条 (本文省略)

第 10 条

別表第 1 (第 1 条第 2 項)

別表

(表省略)

別表第 2 (第 5 条第 5 項、第 11 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市鶴見区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市鶴見区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市神奈川区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市神奈川区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市西区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市西区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市中区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市中区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市南区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市港南区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

横浜市旭区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市旭区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市磯子区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市磯子区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市金沢区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市金沢区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港北区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市港北区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市緑区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市緑区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市青葉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市青葉区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市都筑区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市都筑区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市戸塚区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市戸塚区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市栄区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市栄区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市泉区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会	横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

横浜市社会福祉センター条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第 5 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 13 条第 1 項に規定する横浜市社会福祉センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価

委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用の許可)

第8条 (本文省略)
第7条

(利用料金)

第9条 (本文省略)
第8条

(利用料金の減免)

第10条 (本文省略)
第9条

(利用料金の不返還)

第11条 (本文省略)
第10条

(利用の制限)

第12条 (本文省略)
第11条

(横浜市社会福祉センター指定管理者選定評価委員会)

第13条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市社会福祉センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 14 条 (本文省略)

第 12 条

別表 (第 9 条第 2 項)
(第 8 条第 2 項)

(表及び備考省略)

横浜市保護施設条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(指定管理者の指定等)

第 5 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 9 条第 1 項に規定する横浜市保護施設指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げる施設の管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

(報告及び調査)

第 8 条 (本文省略)

第 7 条

(横浜市保護施設指定管理者選定委員会)

第 9 条 指定管理者の候補者の選定等について調査審議するため、横浜市保護施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する

。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第10条 (本文省略)
第8条

横浜市寿生活館条例(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(指定管理者の指定等)

第4条 (第1項から第4項まで省略)

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第7条第1項に規定する横浜市寿生活館指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

(管理の業務の評価)

第6条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げる生活館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(横浜市寿生活館指定管理者選定評価委員会)

第7条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による生活館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市寿生活館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関

し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 8 条 (本文省略)
第 6 条

横浜市ホームレス自立支援施設条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(指定管理者の指定等)

第 3 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 8 条第 1 項に規定する横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定評価委員会 (以下「選定評価委員会」という。) の意見を聴かななければならない。

(管理の業務の評価)

第 5 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 3 条第 1 項各号に掲げる自立支援施設の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用の許可)

第 6 条 (本文省略)
第 5 条

(利用の制限等)

第 7 条 (本文省略)
第 6 条

(横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定評価委員会)

第 8 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による自立支援施設の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第9条 (本文省略)
第7条

横浜市総合リハビリテーションセンター条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(指定管理者の指定等)

第6条 (第1項から第4項まで省略)

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第12条第1項に規定する横浜市総合リハビリテーションセンター指定管理者選定評価委員会 (以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第8条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第6条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用料金)

第9条 (本文省略)
第8条

(利用料金の納付)

第10条 (本文省略)
第9条

(利用料金の減免)

第 11 条 (本文省略)
第 10 条

(横浜市総合リハビリテーションセンター指定管理者選定評価委員会)

第 12 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市総合リハビリテーションセンター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 13 条 (本文省略)
第 11 条

横浜市障害者研修保養センター条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(指定管理者の指定等)

第 7 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 15 条第 1 項に規定する横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会 (以下「選定評価委員会」という。) の意見を聴かななければならない。

(管理の業務の評価)

第 9 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 7 条第 1 項各号に掲げるセンタ

一の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用の許可)

第10条 (本文省略)
第9条

(利用料金)

第11条 (本文省略)
第10条

(利用料金の減免)

第12条 (本文省略)
第11条

(利用料金の不返還)

第13条 (本文省略)
第12条

(利用の制限等)

第14条 (本文省略)
第13条

(横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会)

第15条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第16条 (本文省略)
第14条

別表 (第11条第2項)
(第10条第2項)

(表及び備考省略)

横浜市障害者スポーツ文化センター条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第 7 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 16 条第 1 項に規定する横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

（管理の業務の評価）

第 9 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 7 条第 1 項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用の許可）

第 10 条 （本文省略）
第 9 条

（利用料金）

第 11 条 （本文省略）
第 10 条

（利用料金の減免）

第 12 条 （本文省略）
第 11 条

（利用料金の不返還）

第 13 条 （本文省略）
第 12 条

（許可の取消し等）

第 14 条 指定管理者は、第 10 条第 1 項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができ

る。

- (1) 第 10 条 第 3 項 各号
第 9 条 第 3 項 各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(第 2 号及び第 3 号省略)

(入館の制限)

第 15 条 (本文省略)

第 14 条

(横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会

)

第 16 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの
管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市障害
者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織
する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関
し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 17 条 (本文省略)

第 15 条

別表 (第 11 条 第 2 項)

(第 10 条 第 2 項)

(表及び備考省略)

横浜市知的障害者生活介護型施設条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(指定管理者の指定等)

第 6 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者
を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除

き、第 12 条第 1 項に規定する横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 8 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 6 条第 1 項各号に掲げる横浜市つたのは学園等の管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

(使用料)

第 9 条 (本文省略)
第 8 条

(利用料金)

第 10 条 (本文省略)
第 9 条

(知的障害者福祉ホーム等)

第 11 条 (本文省略)
第 10 条

(横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会)

第 12 条 指定管理者の候補者の選定等について調査審議するため、横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 13 条 (本文省略)
第 11 条

横浜市精神障害者生活支援センター条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(指定管理者の指定等)

第 5 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 8 条第 1 項に規定する横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価委員会)

第 8 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 9 条 (本文省略)
第 7 条

横浜市老人福祉施設条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第 4 条 （第 1 項省略）

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第 1の左欄に掲げる老人福祉センターの同項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる老人福祉センターの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地区センター（横浜市地区センター条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 46 号）第 1 条第 1 項に規定する地区センターをいう。以下同じ。）の同条例第 5 条第 1 項各号に掲げる業務（以下これらの業務を「管理業務」という。）は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。

（第 3 項から第 7 項まで省略）

- 8 市長は、別表第 1 の左欄に掲げる老人福祉センター以外の施設について、第 3 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 2 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（第 10 条第 1 項に規定する指定管理者選定委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。
- 9 市長は、別表第 1 の左欄に掲げる老人福祉センターについて、第 3 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市地区センター条例別表第 3 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（同条例第

13条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。)の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第6条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げる施設の管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

(措置に係る費用)

第7条 (本文省略)
第6条

(利用料金)

第8条 (本文省略)
第7条

(使用の保留又は制限)

第9条 (本文省略)
第8条

(指定管理者選定委員会)

第10条 別表第2の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会は、それぞれ市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第11条 (本文省略)
第9条

別表第1(第4条第2項、第8項及び第9項)
別表(第4条第2項)

(表省略)

別表第 2 (第 4 条第 8 項、第 10 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム指定管理者選定委員会	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市うらしま荘指定管理者選定委員会	横浜市うらしま荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市野毛山荘指定管理者選定委員会	横浜市野毛山荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市麦田清風荘指定管理者選定委員会	横浜市麦田清風荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市蓬莱荘指定管理者選定委員会	横浜市蓬莱荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市狩場緑風荘指定管理者選定委員会	横浜市狩場緑風荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市福寿荘指定管理者選定委員会	横浜市福寿荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会	横浜市晴嵐かなざわの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市菊名寿楽荘指定管理者選定委員会	横浜市菊名寿楽荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市緑ほのぼの荘指定管理者選定委員会	横浜市緑ほのぼの荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市ユートピア青葉指定管理者選定委員会	横浜市ユートピア青葉の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市戸塚柏桜荘指定管理者選定委員会	横浜市戸塚柏桜荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市翠風荘指定管理者選定委員会	横浜市翠風荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市泉寿荘指定管理者選定委員会	横浜市泉寿荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

横浜市高齢者保養研修施設条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（指定管理者の指定等）

第 6 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 13 条第 1 項に規定する横浜市高齢者保養研修施設指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（管理の業務の評価）

第 8 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 6 条第 1 項各号に掲げる保養研修施設の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用料金）

第 9 条 （本文省略）
第 8 条

（利用料金の減免）

第 10 条 （本文省略）
第 9 条

（利用料金の不返還）

第 11 条 （本文省略）
第 10 条

（入館の制限）

第 12 条 （本文省略）
第 11 条

（横浜市高齢者保養研修施設指定管理者選定評価委員会）

第 13 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による保養研修施設の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市

高齢者保養研修施設指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 14 条 (本文省略)

第 12 条

別表 (第 9 条第 2 項)
(第 8 条第 2 項)

(表及び備考省略)

横浜市スポーツ医科学センター条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(指定管理者の指定等)

第 5 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 17 条第 1 項に規定する横浜市スポーツ医科学センター指定管理者選定評価委員会 (以下「選定評価委員会」という。) の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用の許可)

第 8 条
第 7 条 (本文省略)

(特別の設備の設置の許可)

第 9 条
第 8 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 センターの施設に特別の設備を設置した者は、センターの利用を終了したときは、直ちに、これを撤去し、原状に復さなければならぬ。第 12 条
第 11 条の規定により許可を取り消され、又は利用を停止された場合も、同様とする。

(物品販売等の許可)

第 10 条
第 9 条 (第 1 項省略)

- 2 第 8 条第 2 項
第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の手続)

第 11 条 第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項
第 10 条 第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び前条第 1 項の許可の手続

について必要な事項は、規則で定める。

(許可の取消し等)

第 12 条
第 11 条 指定管理者は、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項
第 11 条 第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、又はセンターの利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第 8 条第 3 項各号
第 7 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(第 2 号及び第 3 号省略)

(入館の制限)

第 13 条
第 12 条 (本文省略)

(利用料金)

第 14 条
第 13 条 (本文省略)

(利用料金の減免)

第 15 条 (本文省略)
第 14 条

(利用料金の不返還)

第 16 条 (本文省略)
第 15 条

(横浜市スポーツ医科学センター指定管理者選定評価委員会)

第 17 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの
管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市スポ
ーツ医科学センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織
する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関
し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 18 条 (本文省略)
第 16 条

別表 (第 14 条 第 2 項)
(第 13 条 第 2 項)

(表及び備考省略)

横浜市総合保健医療センター条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(指定管理者の指定等)

第 6 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者
を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除
き、第 12 条第 1 項に規定する横浜市総合保健医療センター指定管
理者選定評価委員会 (以下「選定評価委員会」という。) の意見

を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第8条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第6条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用料金)

第9条 (本文省略)
第8条

(利用料金の納付)

第10条 (本文省略)
第9条

(利用料金の減免)

第11条 (本文省略)
第10条

(横浜市総合保健医療センター指定管理者選定評価委員会)

第12条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市総合保健医療センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第13条 (本文省略)
第11条

横浜市墓地及び霊堂に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(指定管理者の指定等)

第 19 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 22 条第 1 項に規定する横浜市メモリアルグリーン指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 21 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 19 条第 1 項各号に掲げるメモリアルグリーンの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(横浜市メモリアルグリーン指定管理者選定評価委員会)

第 22 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるメモリアルグリーンの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市メモリアルグリーン指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第 23 条 (本文省略)
第 21 条

(委任)

第 24 条 (本文省略)
第 22 条

横浜市公園条例（抜粋）

（	上段	改正案	）
	下段	現行	

（指定管理者の指定等）

第 28 条の 2 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 市長は、三ツ沢公園（体育館に限る。以下この条及び第 29 条の 2 並びに別表第 2 の 4 において同じ。）以外の別表第 2 の 2 及び別表第 2 の 3 に掲げる公園又はその一部について、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 2 の 4 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる委員会（第 33 条第 1 項に規定する委員会をいう。以下「選定評価委員会等」という。）の意見を聴かなければならない。

6 市長は、三ツ沢公園について、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会（横浜市スポーツ施設条例（平成 10 年 3 月横浜市条例第 18 号）別表第 2 の左欄に掲げる横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

$\frac{7}{5}$ 前各項並びに次条及び第 29 条の 2 の規定にかかわらず、野毛山公園（動物園を除く。）及び金沢自然公園（動物園を除く。）の指定管理者の指定等に関する事項は、横浜市動物園条例（昭和 63 年 3 月横浜市条例第 11 号）に定めるところによる。

（管理の業務の評価）

第 29 条の 2 指定管理者（こどもログハウス及び三ツ沢公園の指定管理者を除く。）は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 28 条の 2 第 1 項各号に掲げる公園又はその一部（こどもログハウス及び三ツ沢公園を除く。）の管理に関する業務について、別表第 2 の 4 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会等の評価を受けなければならない。

2 こどもログハウスの指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 28 条の 2 第 1 項各号に掲げるこどもログハウスの管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

3 三ツ沢公園の指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 28 条の 2 第 1 項各号に掲げる三ツ沢公園の管理に関する業務について、横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用料金等）

第 29 条の 3 （本文省略）

第 29 条の 2
（指定管理者選定評価委員会等）

第 33 条 別表第 2 の 4 の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる委員会を置く。

2 選定評価委員会等は、それぞれ市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会等の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 34 条 (本文省略)
第 33 条

別表第 2 の 2 (第 16 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項及び第 5 項)
(第 16 条第 1 項及び第 28 条の 2 第 1 項)

(表省略)

別表第 2 の 3 (第 28 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 5 項)
(第 28 条の 2 第 1 項及び第 2 項)

(省略)

別表第 2 の 4 (第 28 条の 2 第 5 項、第 29 条の 2 第 1 項、第 33 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会	公園又はその一部(こどもログハウス、三ツ沢公園、本牧市民公園の体験学習施設、長浜野口記念公園の集会施設及び大倉山公園の集会施設を除く。)の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該公園又はその一部の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市陶芸センター指定管理者選定評価委員会	本牧市民公園の体験学習施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市長浜ホール指定管理者選定評価委員会	長浜野口記念公園の集会施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市大倉山記念館指定管理者選定評価委員会	大倉山公園の集会施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市白幡公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	白幡公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市神大寺中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	神大寺中央公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市境之谷公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	境之谷公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市柏葉公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	柏葉公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

横浜市永田みなみ台公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	永田みなみ台公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港南台北公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	港南台北公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市川島町公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	川島町公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市上白根大池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	上白根大池公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市洋光台駅前公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	洋光台駅前公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市富岡八幡公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	富岡八幡公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市綱島公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	綱島公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市霧が丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	霧が丘公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市美しが丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	美しが丘公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市鴨池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	鴨池公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市踊場公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	踊場公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市桂山公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	桂山公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市いずみ台公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	いずみ台公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	瀬谷中央公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

別表第 3 $\frac{\text{(第 29 条の 3 第 2 項)}}{\text{(第 29 条の 2 第 2 項)}}$
 (第 1 号から第 3 号まで省略)

別表第 4 $\frac{\text{(第 29 条の 3 第 2 項)}}{\text{(第 29 条の 2 第 2 項)}}$
 (第 1 号から第 4 号まで省略)

横浜市動物園条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（指定管理者の指定等）

第 3 条の 2 次に掲げる動物園の管理に関する業務並びに横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 28 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる業務（野毛山公園（動物園を除く。）及び金沢自然公園（動物園を除く。）の管理に関する業務に限る。）
（以下これらの業務を「管理業務」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、一の指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（第 1 号から第 3 号まで及び第 2 項から第 4 項まで省略）

5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 6 条第 1 項に規定する横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（管理業務の評価）

第 3 条の 4 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、管理業務について選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用料金等）

第 3 条の 5 （本文省略）
第 3 条の 4

（横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会）

第 6 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による管理業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 7 条 (本文省略)
第 6 条
別表 (第 3 条の 5 第 2 項)
(第 3 条の 4 第 2 項)
(表及び備考省略)

横浜市営住宅条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

目次

(第 1 章から第 4 章まで省略)

第 5 章 補則 (第 65 条 — 第 73 条)
第 71 条

(附則省略)

(使用料の徴収等)

第 23 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 入居者が 第 70 条 に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第 68 条 第 1 項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの使用料を徴収する。

(準用)

第 51 条 第 23 条第 2 項から第 4 項まで、第 24 条から第 31 条まで、第

33条、第43条、第70条及び第71条
第68条及び第69条の規定は、社会福祉法人等によ
る市営住宅の使用について準用する。この場合において、これら
の規定中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第43条第
3項中「第43条第1項」とあるのは「第51条において準用する第
43条第1項」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定等)

第65条 (第1項から第4項まで省略)

5 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者
を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除
き、第68条第1項に規定する横浜市市営住宅等指定管理者選定評
価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなけ
ればならない。

(管理の業務の評価)

第67条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除
き、その指定の期間において、第65条第1項各号に掲げる市営住
宅及び共同施設の管理に関する業務について、選定評価委員会の
評価を受けなければならない。

(横浜市市営住宅等指定管理者選定評価委員会)

第68条 指定管理者（改良住宅（横浜市改良住宅条例（昭和37年3
月横浜市条例第7号）第2条第1号に規定する改良住宅をいう。
以下同じ。）及び地区施設（同条第2号に規定する地区施設をい
う。以下同じ。）の指定管理者を含む。以下この項において同じ
。）の候補者の選定、指定管理者による市営住宅及び共同施設並
びに改良住宅及び地区施設の管理の業務に係る評価等について調
査審議するため、横浜市市営住宅等指定管理者選定評価委員会を

置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第 69 条 (本文省略)
第 67 条

(住宅の返還)

第 70 条 (本文省略)
第 68 条

(住宅の検査)

第 71 条 (本文省略)
第 69 条

(協力依頼)

第 72 条 (本文省略)
第 70 条

(委任)

第 73 条 (本文省略)
第 71 条

横浜市改良住宅条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(準用)

第 9 条 第 4 条から前条までに定めるもののほか、改良住宅及び地区施設の管理については、改良住宅及び地区施設を市営住宅条例に規定する市営住宅及び共同施設とみなし、市営住宅条例第 9 条、第 11 条、第 12 条第 1 項、第 15 条から第 18 条まで、第 22 条から第 33 条まで、第 35 条、第 40 条、第 42 条、第 47 条第 1 項 (第 5 号を除く。) 及び第 2 項、第 55 条から第 67 条まで並びに第 69 条から第 72 条並びに第 55 条から第 70 条まで

条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と、第12条第1項中「次条第2項及び第14条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、第23条第1項中「第37条第1項、第43条第1項若しくは第47条第1項第5号の規定により明渡しの請求があったときは、明渡しの期限として指定した日若しくは明け渡した日のいずれか早い日又は同項各号（第5号を除く。）の規定により明渡しの請求があったときは、その請求のあった日」とあるのは「第47条第1項各号（第5号を除く。）の規定により明渡しの請求があったときはその請求のあった日」と、第40条中「収入超過者及び高額所得者」とあるのは「収入超過者」と、第42条中「第15条第3項の規定による保証金の減免若しくは徴収の猶予、第19条第1項、第36条第1項若しくは第39条第1項の規定による使用料の決定、第22条（第36条第3項又は第39条第3項において準用する場合を含む。）の規定による使用料若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第37条第1項の規定による明渡しの請求、第40条の規定によるあっせん等又は第44条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「横浜市改良住宅条例第6条第1項若しくは第8条第1項の規定による使用料の決定、第15条第3項の規定による保証金の減免若しくは徴収の猶予、第22条若しくは横浜市改良住宅条例第8条第1項の規定により読み替えて準用される第36条第3項の規定による使用料の減免若しくは徴収の猶予又は第40条の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。

横浜市港湾施設使用条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第 2 条の 2 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 市長は、別表第 1 の横浜港シンボルタワーの項及び八景島の項に掲げる港湾施設（以下これらの港湾施設を「横浜港シンボルタワー等」という。）以外の同表に掲げる港湾施設について、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 1 の 2 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会（第 21 条第 1 項に規定する指定管理者選定評価委員会をいう。以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

6 市長は、横浜港シンボルタワー等について、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市海づくり施設等指定管理者選定評価委員会（横浜市海づくり施設条例（昭和 53 年 7 月横浜市条例第 40 号）第 12 条第 1 項に規定する横浜市海づくり施設等指定管理者選定評価委員会をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

7 前各項並びに次条及び第 2 条の 4 の規定にかかわらず、大黒ふ
5 及び次条
頭先端緑地の指定管理者の指定等に関する事項は、横浜市海づくり施設条例（昭和 53 年 7 月横浜市条例第 40 号）に定めるところによる。

（管理の業務の評価）

第 2 条の 4 指定管理者（横浜港シンボルタワー等の指定管理者を除く。）は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 2 条の 2 第 1 項各号に掲げる港湾施設（横浜港シンボルタワー等を除く。）の管理に関する業務について、別表第 1 の 2 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会の評価を受けなければならない。

2 横浜港シンボルタワー等の指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 2 条の 2 第 1 項各号に掲げる横浜港シンボルタワー等の管理に関する業務について、横浜市海づくり施設等指定管理者選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（使用料）

第 12 条 第 3 条の規定により、港湾施設（第 17 条第 1 項に掲げる港湾施設を除く。）の使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる額（第 4 号、第 8 号、第 12 号イ及び第 15 号（新港ふ頭旅客施設の使用料に限る。）に掲げるものにあつては、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）その他の法令に基づき消費税を免除される場合を除き、当該各号に定める額に 1.05 を乗じて得た額）の使用料を納付しなければならない。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

(5) ふ頭用地使用料

ア 本牧ふ頭地区

(7) コンテナターミナル用地

（ a 省略）

b a にかかわらず、当該コンテナターミナル用地において、1 年間に取り扱うコンテナの個数が、国際標準化機構が定めた 20 フィートコンテナによる換算個数（以下「20 フィートコンテナ換算個数」という。）で 500,000 個以上の場合にあつては、次に定める額の合計額

(a) 省略)

(b) 20 フィートコンテナ換算個数で 500,000 個を超えるコンテナの個数に基づき、別表第 1 の 3により算定した
別表第 1 の 2
額

((イ) から(エ) まで、イからクまで及び第 6 号から第 20 号まで省略)

(指定管理者選定評価委員会)

第 21 条 別表第 1 の 2 の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、それぞれ市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第 22 条 (本文省略)
第 21 条

(委任)

第 23 条 (本文省略)
第 22 条

別表第 1 (第 2 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 5 項)
(第 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項)

(表省略)

別表第 1 の 2 (第 2 条の 2 第 5 項、第 2 条の 4 第 1 項、第 21 条第

1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会	別表第 1 の物流等関連施設の項及び港湾関係厚生施設の項に掲げる港湾施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該港湾施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市大さん橋等指定管理者選定評価委員会	別表第 1 の大さん橋の項、臨港パーク等関連施設の項及び日本丸メモリアルパークの項に掲げる港湾施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該港湾施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

別表第 1 の 3
別表第 1 の 2

(表省略)

横浜市海づり施設条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(指定管理者の指定等)

第 3 条 次に掲げる海づり施設の管理に関する業務及び大黒ふ頭先端緑地に関する横浜市港湾施設使用条例 (昭和 24 年 9 月横浜市条例第 49 号) 第 2 条の 2 第 1 項各号に掲げる業務 (同項第 1 号に掲げる業務にあっては、同条例第 3 条の 2 の許可に関する業務に限る。) (以下これらの業務を「管理業務」という。) は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定により、一の指定管理者 (同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。) に行わせるものとする。

(第 1 号省略)

(2) 第 6 条第 1 項
第 5 条第 1 項 の許可等に関すること。

(第 3 号、第 4 号及び第 2 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 12 条第 1 項に規定する横浜市海づくり施設等指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(管理業務の評価)

第 5 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、管理業務について選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(撮影等の許可)

第 6 条 (本文省略)
第 5 条

(利用料金)

第 7 条 (本文省略)
第 6 条

(利用料金の減免)

第 8 条 (本文省略)
第 7 条

(利用料金の不返還)

第 9 条 (本文省略)
第 8 条

(入場の拒否等)

第 10 条 (本文省略)
第 9 条

(行為の禁止)

第 11 条 (本文省略)
第 10 条

(横浜市海づくり施設等指定管理者選定評価委員会)

第 12 条 指定管理者（横浜市港湾施設使用条例別表第 1 の横浜港シンボルタワーの項及び八景島の項に掲げる同条例第 2 条第 1 項の

港湾施設（以下これらの港湾施設を「横浜港シンボルタワー等」という。）の指定管理者を含む。以下同じ。）の候補者の選定、指定管理者による管理業務及び横浜港シンボルタワー等の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市海づくり施設等指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（委任）

第 13 条 （本文省略）
第 11 条

別表 （第 7 条第 2 項）
（第 6 条第 2 項）

（1 及び 2 省略）

3 第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる行為をして海づくり施設を利用する
第 5 条第 1 項第 1 号する場合

（表省略）

横浜市三殿台考古館条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第 4 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 10 条第 1 項に規定する横浜市三殿台考古館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（管理の業務の評価）

第 6 条 指定管理者は、委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条第 1 項各号に掲げる考古館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（入館の制限等）

第 7 条 （本文省略）
第 6 条

（休館日等）

第 8 条 （本文省略）
第 7 条

（寄贈または寄託）

第 9 条 （本文省略）
第 8 条

（横浜市三殿台考古館指定管理者選定評価委員会）

第 10 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による考古館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市三殿台考古館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、委員会が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

（委任）

第 11 条 （本文省略）
第 9 条

横浜市歴史博物館条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（指定管理者の指定等）

第6条 次に掲げる博物館の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（第1号省略）

(2) 特別利用（第10条第1項に規定する特別利用をいう。）の許可等に関する事。

（第3号から第5号まで及び第2項から第4項まで省略）

5 教育委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第16条第1項に規定する横浜市歴史博物館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

（管理の業務の評価）

第8条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第6条第1項各号に掲げる博物館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用の許可）

第9条 （本文省略）
第8条

（資料の特別利用の許可）

第10条 （本文省略）
第9条

（利用料金）

第11条 （第1項省略）
第10条

2 講堂又は研修室の利用について、第9条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければ

ならない。

(第 3 項から第 5 項まで省略)

(利用料金の減免)

第 12 条 (本文省略)
第 11 条

(利用料金の不返還)

第 13 条 (本文省略)
第 12 条

(許可の取消し等)

第 14 条 指定管理者は、第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定によ
第 13 条 第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項
り許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許可を
取り消し、又は施設の利用若しくは特別利用を制限し、若しくは
停止させることができる。

- (1) 第 9 条第 3 項各号又は第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当す
第 8 条第 3 項各号又は第 9 条第 3 項各号
るに至ったとき。

(第 2 号及び第 3 号省略)

(入館の制限)

第 15 条 (本文省略)
第 14 条

(横浜市歴史博物館指定管理者選定評価委員会)

第 16 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による博物館の管
理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市歴史博
物館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、教育委員会が任命する委員 10 人以内をもっ
て組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関
し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

- 第 17 条
第 15 条 (本文省略)
- 別表第 1 (第 11 条第 4 項)
(第 10 条第 4 項)
(表及び備考省略)
- 別表第 2 (第 11 条第 4 項)
(第 10 条第 4 項)
(表及び備考省略)

横浜都市発展記念館条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(指定管理者の指定等)

第 4 条 次に掲げる記念館の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(第 1 号省略)

- (2) 資料の撮影等（第 7 条第 1 項
第 6 条第 1 項に規定する資料の撮影等をいう。）の許可等に関すること。

(第 3 号から第 5 号まで及び第 2 項から第 4 項まで省略)

5 教育委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 13 条第 1 項に規定する横浜都市発展記念館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(管理の業務の評価)

第 6 条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条第 1 項各号に掲げる記念館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受

けなければならない。

(資料の撮影等の許可)

第 7 条 (本文省略)
第 6 条

(許可の取消し等)

第 8 条 (本文省略)
第 7 条

(入館の制限)

第 9 条 (本文省略)
第 8 条

(利用料金)

第 10 条 (第 1 項省略)
第 9 条

- 2 資料の撮影等について、第 7 条第 1 項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

(第 3 項及び第 4 項省略)

(利用料金の減免)

第 11 条 (本文省略)
第 10 条

(利用料金の不返還)

第 12 条 (本文省略)
第 11 条

(横浜都市発展記念館指定管理者選定評価委員会)

第 13 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による記念館の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜都市発展記念館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、教育委員会が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

第 14 条 (本文省略)
第 12 条

別表 (第 10 条 第 3 項)
(第 9 条 第 3 項)

(表及び備考省略)

横浜ユーラシア文化館条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(指定管理者の指定等)

第 4 条 次に掲げる文化館の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(第 1 号省略)

(2) 資料の撮影等（第 7 条 第 1 項
第 6 条 第 1 項に規定する資料の撮影等をいう。）の許可等に関すること。

(第 3 号から第 5 号まで及び第 2 項から第 4 項まで省略)

5 教育委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 13 条第 1 項に規定する横浜ユーラシア文化館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

(管理の業務の評価)

第 6 条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条第 1 項各号に掲げる文化館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(資料の撮影等の許可)

第 7 条
第 6 条 (本文省略)

(許可の取消し等)

第 8 条
第 7 条 (本文省略)

(入館の制限)

第 9 条
第 8 条 (本文省略)

(利用料金)

第 10 条
第 9 条 (第 1 項省略)

- 2 資料の撮影等について、第 7 条第 1 項
第 6 条第 1 項の規定により許可を受け
た者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない
。

(第 3 項及び第 4 項省略)

(利用料金の減免)

第 11 条
第 10 条 (本文省略)

(利用料金の不返還)

第 12 条
第 11 条 (本文省略)

(横浜ユーラシア文化館指定管理者選定評価委員会)

第 13 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による文化館の管
理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜ユーラシ
ア文化館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、教育委員会が任命する委員 10 人以内をもっ
て組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関
し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

~~第 14 条~~ (本文省略)
~~第 12 条~~
別表 (~~第 10 条 第 3 項~~)
(~~第 9 条 第 3 項~~)
(表及び備考省略)

横浜開港資料館条例 (抜粋)

(~~上段~~ 改正案)
(~~下段~~ 現 行)

(指定管理者の指定等)

第 4 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 教育委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 11 条第 1 項に規定する横浜開港資料館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

(管理の業務の評価)

第 6 条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 4 条第 1 項各号に掲げる資料館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用料金)

~~第 7 条~~ (本文省略)
~~第 6 条~~

(利用料金の減免)

~~第 8 条~~ (本文省略)
~~第 7 条~~

(利用料金の不返還)

~~第 9 条~~ (本文省略)
~~第 8 条~~

(利用の制限)

~~第 10 条~~ (本文省略)
~~第 9 条~~

(横 浜 開 港 資 料 館 指 定 管 理 者 選 定 評 価 委 員 会)

第 11 条 指 定 管 理 者 の 候 補 者 の 選 定 、 指 定 管 理 者 に よ る 資 料 館 の 管 理 の 業 務 に 係 る 評 価 等 に つ い て 調 査 審 議 す る た め 、 横 浜 開 港 資 料 館 指 定 管 理 者 選 定 評 価 委 員 会 を 置 く 。

2 選 定 評 価 委 員 会 は 、 教 育 委 員 会 が 任 命 す る 委 員 10 人 以 内 を も っ て 組 織 す る 。

3 前 項 に 定 め る も の の ほ か 、 選 定 評 価 委 員 会 の 組 織 及 び 運 営 に 関 し 必 要 な 事 項 は 、 教 育 委 員 会 が 定 め る 。

(委 任)

第 12 条 (本 文 省 略)

第 10 条

別 表 (第 7 条 第 2 項)
(第 6 条 第 2 項)

(表 及 び 備 考 省 略)

横 浜 市 教 育 文 化 セ ン タ ー 条 例 (抜 粋)

(上 段 改 正 案)
(下 段 現 行)

(指 定 管 理 者 の 指 定 等)

第 5 条 の 2 (第 1 項 から 第 4 項 まで 省 略)

5 教 育 委 員 会 は 、 第 2 項 の 規 定 に よ り 公 募 し 、 又 は 指 定 管 理 者 の 候 補 者 を 選 定 し よ う と す る と き は 、 特 別 の 事 情 が あ る と 認 め る 場 合 を 除 き 、 第 19 条 第 1 項 に 規 定 す る 横 浜 市 社 会 教 育 コ ー ナ ー 指 定 管 理 者 選 定 評 価 委 員 会 (以 下 「 選 定 評 価 委 員 会 」 と い う 。) の 意 見 を 聴 か な け れ ば な ら ない 。

(管 理 の 業 務 の 評 価)

第 5 条 の 4 指 定 管 理 者 は 、 教 育 委 員 会 が 特 別 の 事 情 が あ る と 認 め る 場 合 を 除 き 、 そ の 指 定 の 期 間 に お い て 、 第 5 条 の 2 第 1 項 各 号

に掲げるコーナーの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会)

第19条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるコーナーの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、教育委員会が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

第20条 (本文省略)
第19条

横浜市国際学生会館条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(指定管理者の指定等)

第6条 (第1項から第4項まで省略)

5 教育委員会は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第18条第1項に規定する横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

(管理の業務の評価)

第8条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第6条第1項各号に掲げる

会館の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(使用時間)

第 9 条 (本文省略)
第 8 条

(使用の許可)

第 10 条 (本文省略)
第 9 条

(許可の手續)

第 11 条 (本文省略)
第 10 条

(使用料)

第 12 条 第 10 条 第 1 項の規定により宿泊室の使用の許可を受けた者
第 11 条 第 9 条 第 1 項

は、別表第 2 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(第 2 項省略)

(使用料の減免)

第 13 条 (本文省略)
第 12 条

(使用料の不返還)

第 14 条 (本文省略)
第 13 条

(許可の取消し等)

第 15 条 指定管理者は、第 10 条 第 1 項の規定により許可を受けた者
第 14 条 第 9 条 第 1 項

(以下「使用者」という。) が次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、又は会館の使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第 10 条 第 3 項 各号のいずれかに該当するに至ったとき。
第 9 条 第 3 項 各号

(第 2 号及び第 3 号省略)

(入館の制限)

第 16 条 (本文省略)
第 15 条

(明渡し)

第17条 使用者は、第9条に規定する教育委員会規則で定める期間
第16条 第8条
が満了したとき、又は第15条の規定により使用の許可を取り消さ
第14条
れたときは、当該施設を自己の負担において原状に回復し、教育
委員会に当該施設を明け渡さなければならない。

(横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会)

第18条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による会館の管理
の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市国際学生
会館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、教育委員会が任命する委員10人以内をもつ
て組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関
し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

第19条 (本文省略)
第17条
別表第2 (第12条第1項)
(第11条第1項)
(表及び備考省略)

横浜市少年自然の家条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(指定管理者の指定等)

第5条 (第1項から第4項まで省略)

5 教育委員会は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の
候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場
合を除き、第10条第1項に規定する横浜市少年自然の家指定管理

者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（管理の業務の評価）

第 7 条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げる少年自然の家の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（使用の許可）

第 8 条 （本文省略）
第 7 条

（休園日）

第 9 条 （本文省略）
第 8 条

（横浜市少年自然の家指定管理者選定評価委員会）

第 10 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による少年自然の家の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市少年自然の家指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、教育委員会が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（委任）

第 11 条 （本文省略）
第 9 条

横浜市立図書館条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（指定管理者の指定等）

第4条 別表第1に掲げる図書館の管理に関する次に掲げる業務は別表、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（第1号から第3号まで及び第2項から第4項まで省略）

5 教育委員会は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第2の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会（第9条第1項に規定する指定管理者選定評価委員会をいう。以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（管理の業務の評価）

第6条 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げる図書館の管理に関する業務について、別表第2の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（目的外使用）

第7条 （本文省略）
第6条

（賠償責任）

第8条 （本文省略）
第7条

（指定管理者選定評価委員会）

第9条 別表第2の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、それぞれ教育委員会が任命する委員10人以

内をもって組織する。

- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に關
し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

第 10 条 (本文省略)

第 8 条

別表第 1 (第 4 条第 1 項)

別表

(省略)

別表第 2 (第 4 条第 5 項、第 6 条、第 9 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市山内図書館指定管理者選定 評価委員会	横浜市山内図書館の指定管理者の候補者の選定、指定 管理者による当該図書館の管理の業務に係る評価等につ いての調査審議に関する事務